

此の黨派が時の政府と關係なかりしことは、御手洗の證言による通り、一九四四年七月東満内閣を倒覆したものは眞賀政治會代議士の内閣不信任決議（一二五）であることが何よりも雄辯に之を物語ります。之に依り此の政黨が獨逸に於てヒトラー政權支持を唯一の目的としたナチ黨又はムソリニーの私黨であることをアシストとは全然正反対のものであることが明ソ白であります。

（一一五）記録一七、七九八

本訴訟の直接的辯論のためには以上の説明を以て盡くして居りますが、然らば何故に一九四〇年秋に至りそれ迄存在し、此時自存的に解消した政友會、民政黨、其他の時政黨について一言附加説明することは徒爾ではありますまい。日本の政治は前に引用した如く大正の初まで存續して居つた藩閥又は軍閥の勢力が打倒せられ、一九一八年以來政友、民政の二大政黨を中心として活動して來たのであります。丁度その頃よりして政黨の腐敗といふ聲が起りました。政治資金に関する疑獄事件が毎年のよう連續して續發致したのであります。(一一五ノA)

偶然の一端であるかも判りませんが、ちよど此頃、我國の經濟生活は非常なる悲境に陥つたのであります。此等のことは二つの政黨の根本理念として居る政治的自由主義が禍をなすものであるといふ觀察が擴まり、政黨外より起つたのであります。(一一五ノB)此の時に近衛公爵は國內に新体制を作らねばならぬとの主張を致しました。之が今まで低迷して居つた政治改革思想に一淮路を開へるものとして膝倒的の歓迎を受けた

(一一五ノ(A)
(一一五ノ(B)

記録一七、七六六
一一五、七三四

のあります。第二次近衛内閣の基本國策要綱（法廷議第五四一號）第三の2中に強力なる政治新体制を確立し國政の総合統一を圖るといふのは、之を意味して居ります。然らば近衛公に依て主張せられ又全國の政治家が之に共鳴した政治の理想といふのは抑々何でゐたか。

個人主義の政治の弊害を認めて、之を除くための新運動が起つたといふことよりして直ちにこの新運動が全体主義的の運動であると考へる人があつたなれば、これ程日本の政治に對する大言な無理解といふものはあります。當時考へられて居つたことは、左様なものではなく、日本本來の政治の姿に立戻らうといふ主張であります。私は多くの證據を引用するよりも右第ニ次近衛内閣の内務大臣たりし平沼氏が昭和十六年一月二十八日議會に於て説明したるところを指摘（一二六）すれば足ると思ひます。平沼氏の説明は我國の皇道は個人主義ではないが、さりとて決して全体主義でない。全体主義は全体のために個人を犠牲とする主義であるが「我々の皇道は總ての者をしてその所をねしめ、天下一人もその所を得ざる事なからしむるといふのが我が皇道の眞體であると考へる。此點より考へますからぬのでありますて全体のためには個人を犠牲とするといふ絶対の考へとは

全く違ふのであります。——中略—— 従つて西洋で發達しました全體主義の思想と我が皇道主義といふものとは大なる差の存するものであると自分は信じて居ります。」（一二七）といつて居ります。之に依り、日本の政界が全體主義を目指して轉換したものでないことは極めて明白であります。此の問題に關して曾て「八絃一字」の字義に關し法廷に於ける争の生じたことがあります。此の文字は支那の古典より借り來つた文字であります。裁判所には中國より學識豊富なる裁判官も列席せられて居ることでありますから、私はここにその字義の説明を致しません。唯、記録二三九三五頁以下井上證人の證言及同人の提出した著書等は多少の参考にもなるかと存じます。是亦全體主義的思惟乃至侵略の意味を寓するものでないことはいふまでもありません。

俘虜及抑留者の取扱に就いて

(一)

東條被告は其の口供書百三十項に於て陸軍大臣の開設したる俘虜收容所に於て收容せられる迄の間の俘虜の取扱け、總て統帥系統内の取扱事項として統帥關係者の責任（一二八）である。従つて此時迄の出来事については陸軍大臣の責任でない旨を述べて居ります。此のことは日本に於ける統帥と軍事行蹟との獨立に關する根本的な憲法上の法則から生ずるものであります。之に關係する舊憲法の法則は言ふまでもなく憲法第十一條（一二九）と同第五十五條（一三〇）とであります。陸軍大臣、海軍大臣も憲法第五十五條の國務大臣であります。憲法第十一條の軍の統帥については國務大臣たる陸海軍大臣は天皇を輔弼せず、又之に容喙することは出來ず、従つて之に關し責任を負ふことはないといふのが日本憲法の解釋であります。此のこととは會て證人藤田嗣治の證言（一三一）した處であります。なほ憲法第五十五條の規

（一一二八）記録三六四一二
（一一二九）記録一七四七二
（一一三〇）記録一七四七五
（一一三一）記録一七五四八

定が統帥に及ばないことは一九二五年三月に時の政府が貴族院に於て公に發表せられた解釋であることに御注意を乞ひます。(一三二) 海軍側の辯護人より申請されました證人澤本頼雄も亦海軍大臣と海軍軍令部との關係につき右と同様の證言(一三三)を致して居ります。然らば何故に陸軍大臣が前線に赴く將兵に戦陣訓を與へたかといふ疑問が起つて参ります。その關係は、次のようであります。

即ち陸軍大臣は陸軍省官制(一三五)の第一條に依り陸軍軍人を統督する責任を負つて居ります。即ち陸軍大臣は日本に於ける總ての將兵に對し必要なある戰争に關する技術を教へ込む責任があると同様に軍人として正しき行きを爲すよう陶冶し訓練して之を統帥責任者に供給する責任があるのです。そのため前線に赴く者に特に此の訓示を與へても之を讀唱し遵守することを求めるのであります。然し乍ら此等の將兵が、一旦前線に於ける統帥者の統帥權内に在る「部隊」の一部を構成するに至ると云は、もはや陸軍大臣付之

- (一三二) 記録一七、五五三
- (一三三) 記録二六、四二〇、一二六、四二四
- (一三四) 記録三〇、六九號記録二七、四二八
- (一三五) 記録一七四八七

に對し指揮することも命令することも出來ません。即ち陸軍大臣の人事統督の作用は統帥作用に依り遮蔽せられ、排除せられるのであります。即ち前線に於ける將兵が陸軍大臣の發行した戰陣訓を携へ行くことは陸軍省の與へた武器を携帶して行くのと同様であります。陸軍大臣が武器を與へたからとて前線に於ける武器使用の時機、方法、目的物の選擇等について権限がないのと少しも相違いたしません。

従つて此の軍訓を前線の兵士に所持せしめにといふことは、決して軍事行政権が第一線に及ぶといふことにはなりません。即ち檢察官の軍訓調査に關する論議如何にかゝはらず、初めに記載した統帥と軍事行政の課題に就する原則は動かないのです。右の如き訓示が注意深く受けられたといふ事は、前線に於ける測風行爲もし有つたりとすれば、それは實に中央に在りし軍車首腦の本旨に反する出來事であつた事を證するものであります。(三七)

小西高(三七)人が引用した法規第三〇三一號訓ら命令の待遇更正に記することとを軍車次官より各軍司令官に言つたといふことをも亦初めに記載するが、其内容所令第三條に「法規を乞ふ必要がありません。この事の御諒解を願ふたるに依存する」とあるのであります。同様は「停駕放容所ハ軍司令官又ハ連隊成司令官之ヲ統轄ス」とあります。即ち當征軍派達丸に於ける停駕放容所なるものは、軍車大臣の監督に屬するけれどもそ

(一三六) 記録二四二二八〇六
(一三七) 記録二四二二八〇六

の管理者としては特別の官吏を置かず軍司令官を之に充てるのであります。軍司令官は作戦行動に關しては統帥組織内の有力なる一員に相違ありませんが、外地例へばフィリッピン、泰等に設けた、陸軍省開設の俘虜收容所に關しては、その管理者であります。即ち内地に於ける衛戍司令官と同一の地位に立つのであります。うち内地に於ける陸軍省開設の俘虜收容所に於ける俘虜の待遇に關しては陸軍大臣又はその代理者たる次官は軍司令官宛に通牒を發する必要を生ずるのであります。されどから、外地俘虜收容所に於ける俘虜の待遇に干渉する必要を生ずる所以にはなりません。これがため陸軍大臣は干渉することも出來ず、又責任を負ふこともないのです。陸軍大臣は幹部作用の下にあるものでありますから、此の間の俘虜の處置については統帥作業の下にあります。されど陸軍省開設の俘虜收容所に於ける俘虜の待遇に於ける俘虜の待遇に干渉するといふことにはなりません。第一條は大軍司令官の統帥行爲に干渉するといふことにはなりません。されど陸軍大臣は干渉することも出來ず、又責任を負ふこともないのです。

なほ右通牒に引用せられた一九四二年第一五〇四號の通牒は陸軍次官と參謀次長よりの通牒の形式となつて居ります。次官の外に參謀次長がつて居るのは今回の中海海上輸送は大本營管下の「船舶司令官」の

(一三九) 證一九六五 一三〇頁
 (一三八) 一三〇五
 (一三九)

の管理者としては特別の官吏を置かず軍司令官を之に充てるのであります。軍司令官は作戦行動に關しては統帥組織内の有力なる一員に相違ありませんが、外地例へばフイリツビン、泰等に設けた、陸軍省開設の俘虜收容所に關しては、その管理者であります。即ち内地に於ける衛戍司令官と同一の地位に立つのであります。即ち内地に於ける陸軍大臣又はその代理者たる次官は軍司令官宛に通牒を發する必要を生ずるのであります。されば陸軍省開設の俘虜收容所に於て俘虜捕獲より陸軍省開設の俘虜收容所に收容するまでの俘虜は統帥作用の下にあるものでありますから、此の間の俘虜の處置につい第一陸軍大臣は干涉することも出來ず、又責任を負ふこともないのであります。されば陸軍大臣は干渉することも出來ず。

なほ右通牒に引用せられた一九四二年第一五〇四號の通牒は陸軍次官と參謀次長よりの通牒の形式となつて居ります。次官の外に參謀次長が加つて居るのは今回戦時中海上輸送は大本營管下の「船舶司令官」のが

(一三八) 證一九六五
(一三九) 證三〇五一
(一三九) 一三〇頁
(一三八)

所管であるつたのであります。(一四〇)
 下の現地部隊より内地の俘虜收容所へ輸送中の俘虜の取扱及び現地の統帥
 談所より内地の收容所へ輸送中の俘虜の取扱及び現地の統帥は統帥
 次長の名をも加へ船舶司令官へも完てられる必要を生じたのでありますから参謀
 す。また以上の二つの通牒に請し東條氏告はこれ等は又陸軍大臣が大本
 誓の參軍者として居ります。外務に於ける俘虜の收容や俘虜輸送に關する事
 らでありますと答へて居ります。いづれに於ける軍事行政につき實がらるから陸軍省の通牒を必ず
 立つて居ます。いづれに於ける軍事行政では何等權限もなく、又從つて責任をとることも出來
 ることも立つて居ます。大原則には動かぬのであります。然して、議院所は賊等犯事及人達に當する
 ことを云つて居ります。これは共同計画に参加した人々の責立
 すを記録を規定したとの共同の記録を規定したとの記録を規定したとの記録を規定したとの記
 ュルンベルグにては於ては我憲章三條の後段に相當する規定は獨立
 ベルク記録一六八八四

此の法條に關する限り右裁判所の解釋は正當の解釋であり、當裁判所に於ても同様の解釋に割りせらるゝものと信します。果して然らば我國にて浮説、抑留者の取扱に關する統帥部の責任と陸軍省の責任との分界の原則は一層重大となるのであります。その一方の権内に行はれた違法行為が所謂共同謀議の原則の適用に依り他方の責任となるとの解釋は正當に阻止せられるのであります。

統帥部の下に在る宇透、即ち未だ陸軍省開設の收容所に引渡されて居らぬ俘虜の取扱については陸軍大臣は干渉することが出來なかつたといふ原則は、具体的には東京空襲の飛行士の處分について甚かにその一端を示して居ります。一概に斯の如き國際法違反の行為を爲した者を捕獲した場合に之を如何に取扱ふべきやについては參謀本部より陸軍省に協議の爲めつたことは事実であります。又陸軍大臣の命に依り各軍參謀長に各地の參謀長に宛てたものに過ぎません。眞實的に文部派遣軍がその統

口

(一四三) 証一九九二、記録一四六六

にれ
 一一一對故日本はいふま
 四四四法六五四律約上記置證の上
 一九九九東乃も力至第四一三は
 七、
 二記記
 一一一狗係の二十九九九六六七
 二〇す。
 一
 四四六六六七
 二〇す。

前幕下に押へて居る右字據の取扱に關しての指令は參謀次長より發せられ現実の軍律は支那派遣軍軍令第四號として支那派遣軍總司令官が發令し文那派遣軍はその統帥權限内に於て軍律會議を開きその處置を爲して居ることとが西條上明白に認められます。唯、斯の如くして軍律會議の判決が下つた後に天皇陛下に減刑を奏請することはこれに舊憲法第十六條には天皇は大敵、特敵、被刑及復讐を命ずとの明文を置きました。此の明文は獨り軍事のみならず一般裁判所の判決にも通じる規定でありまして、統帥には開係ありません。では、その可否とも減刑奏請者たる東條の責任でありますか、それより以前の處分について東條は開係はありません。

(一四四)

然し乍ら俘虜の待遇に關する一九二九年時府條約は批准して居らず又これに拘束せられる意思なき事は此の法廷に於ても度々繰り返し指摘せられました。此點は被告一般辯論M節に於ても許論せられました。加之、東條個人段階にて提出いたしました法廷證第三六七〇號へ一四七一には此の事を詳細に記載して居ります。同證は法廷に於て朗讀は省きましたが、その中には我國の立場を詳細に述べてあります。我國は必要な變更を加へて一九二九年の條約を準用はするが、之は法律的の拘束を受けるといふ意味に於て導用するのでなく、人道上の考へより我國が進んで任意に之を爲すといふ意味であります。我國の人道に對する考へが慣習言語等の相違より、とかく外國の諸君にて十分に諒解せられざることは實に遺憾の極であります。日本の俘虜取扱に關する根本の規則である俘虜取扱規則へ一四八一の第二條には「俘虜は博愛の仁慈の恩召を受れさせられ、東條其記日本幹部はその宗旨に従ひ奉らんと日夜努力して居つたのであります。故意に俘虜に對し非人道的行爲を命じ又は試験する等といふ事は斯してありません。

(証)
 俘虜収容所に収容せられたる件について強制労働を命じた等といふ事は全く事實無根であります。東條が釋迦寺に於て與へた訓示一一四九一號に俘虜収容所長に與へた訓示一一五〇一には共に將校たる俘虜については自由なる意思を以てする勞務に言及して居りますが、強制労働の事については言つて居らぬ事は證據自体が之を證明して居ります。又實際に將校たる俘虜に労働を強制した事は無いのでありますしも左様な事がめつたならば該事は労働を強制せられたといふ將校を證人と出でせしめたのであります。又實際に將校たる俘虜に労働を此の長き裁判に拘らず、斯る證人は出廷しておりません。却つて證人小田島の證言並に同人の引用した法廷證第三一二三號へ五一を見ますれば、將校等の爲した労務は自發的になされたものであります。又右等將校は熱心に且つ眞面目に之に從事して使用者の方に於ても、これに實與として獎勵金までも與へる事に決意したといふ心持ち良き話が記載されて居ります。

一一四九一 記録一九六〇、記録一四四二三
 一一五〇一 記録一九六二、記録一四四二六
 一一五二一 記録一九六三、記録一四四二八
 一一五三一 記録二七八五五

泰緬鐵道建設に關係して各種の問題を生じて居ります。此等の問題の性質を大別して見れば次の三つに分れると思ひます。

- 一、は俘虜を此の鐵道の建設に使用する事を決定したのは、運法ではないかといふ問題。
- 二、は俘虜に對し虐待を加へ又は其他不法行為を爲したりとの主張在てあります。
- 三、は俘虜の宿舎、給與、醫科の不整備に依り多數の死亡者を出した責任の所

泰緬鐵道建設の目的は證人若松只一の證言にも有る通り(1)泰國ビルマ間に陸上連絡を作る事(2)ビルマに作戦中の日本軍に必要な補給線を作れる爲(3)沿線にある軍需品生産に必要な「タンクステン」の礦床の開拓を爲す等であります。

軍から之が認可を大本營に具申したのであります。大本營に於ては本建設が當時第一線より遙か後方の地域の作業なると、前記の如く泰及「ビルマ」の交易「レート」たる便道をも含み居るといふ見地より之を許可したの

實際に當時此の沿線は既一線より遠く隔つて居り砲兵や空襲等の危
惧するものではなく又危険なる分野でもありますから、之を許可
した事は専門にする軍團に違反したものでない事は云ふ迄もあり
ません。されば専門の外に日本の大鐵道業及泰、マレー、支那、チヤ
ヴァ、安南人も多數之に従事したのであります。一五三一
泰緬鐵道の建設に専門を使用する事が、陸軍大臣の同意に依つて
決定せられたといふ事は正確な表現ではありますまい。

俘虜の分遣使用の事については俘虜分遣規則第三條に規定「一五三
一A」して居ります。一證表一九六五の一四頁一

一一五三一A 一 俘虜勞務規則第三條の規定は次の通りであります。
第三條 俘虜收容所を管理する軍司令官又は衛戍司令官、以下單に
俘虜收容所管理長官と稱す者は俘虜收容所以外の陸軍部隊に於て
俘虜を労務に服せしむることを待ての場合に於ては労務に服せし
むる俘虜の人員、労務の場所、漁業、時間等に付し豫め陸
軍大臣の認可を受くべし但し帝國外へ内地、朝鮮及臺灣以外の地
を謂ふ以下同じに在りては陸軍大臣の認可を受くるに及ばず
帝國外に於て俘虜收容所管理長官俘虜收容所以外の陸軍部隊に於
て俘虜を労務に服せしめたるとときは速に労務に服せしめたる俘虜
の人員、労務の場所、種類、時間、期間等を陸軍大臣に報告すべ

右に依れば内地、即ち本土、朝鮮、遼海に在る停泊を収容所以外の軍部諭に於て使用する場合には陸軍大臣の認可が必要でありますか、外地に於て停泊を同様使用する場合には右の認可は必要ではないのです。右は在外の停泊収容所管理長官、即ち軍司令官一職が決定するのであります。停泊収容所管轄長官一職は在内の停泊収容所監理長官一職も、時間、期間を陸軍大臣に報告するに過ぎませぬ。泰総鐵道建設に係るの使用を決定した場合に於ても右は南方總軍司令官に於て決定せられ、決定後陸軍大臣にその旨の報告があつたのであります。

次に此の工事は只今も申す通り、川師下にある南方軍が大本營の許可を得て、統帥権内の一事業として遂行したのであります。此の事は若松只一證人の證言に依つても亦法延證四七五號に依ても証認めて明白であります。それ故に建設現場に於ける停泊の使用状態として陸軍大臣は泰総鐵道建設につき責任の地位に居らなかつたと云ふのではありません。

陸軍大臣は俘虜収容所の監督官としての責任を負ふのであります。此の關係は法廷證第五號、英文一頁より一二頁迄の山表が最も明瞭に之を表示して居ります。即ち大本營自身は建設に関する指揮責任を負ひ、南方軍は建設管理實務の責任を負ひ、鐵道管理部は鐵道建設擔任指揮の責任を負ひ、鐵道部は分譲地域の鐵道の責を負ひます。以上は總て陸軍大臣の監督する事の出來ない仕事であります。陸軍大臣の監督する俘虜収容所は俘虜管理者として鐵道建設に協力します。其の内容は俘虜の宿舎給養、衛生の責任陸軍部隊に對する効力等であります。故て前記第二の問題、即ち俘虜に對し建設現場に於て直接虐待等を加へた事については陸軍大臣は責任を採ることは出來ませんが、宿舎、給養、治療の不整備又宿舎内に於ける虐待でもあつた場合には、其の事が陸軍大臣の監督の不備と見做すものならば陸軍大臣は之に付て責任を負はねばならぬのであります。

乍然、東條陸軍大臣は是等の點に付けるべき狀況が生じつゝある事を耳にするや直ちに濱田俘虜管部長を必要なる監官と共に現地に遣はし其の改善に努めた事は既に證第四五號に於て證明せられ

た通りであります。斯の如きことを知つてお置したりと云ふが如き
監督の不備はありません。

日本軍としては日本軍自体と共に行動して居りました多数の聯合軍
俘虜の取扱、特に其の宿舎、給養、衛生に付爲し得べき最善と信ず
る有らゆる手段を盡したものであります。此點は被告一役無能の節
三一頁乃至三三頁に於て既した通りであります。又前に引用した法廷
四七五號九頁「英文」をも茲に引用します。今日より見て多数の
人命を遺した時に付ては如何にも過當ではありますか之を防止監督
するに缺くる事があつたといふ法律的斜面に對しては強く之を否
定するものであります。

俘虜處罰法の制定についても東條は陸軍大臣としてのみならず首相
としてその法律の提案につき責任を有するものでありますか、此の
法律自身について我朝の責任を有するヘーダルンダ協約第四に違反する所
は少しもありません。ヘーダルンダ協約第四の第八條に於て俘虜はその管
内に處せしめたる際の陸軍現行法律及規則に服従すべく不従順の行
為あるときは俘虜に對し嚴重手段を施すことを得とあります。一九年
四年の俘虜處罰法の改正は俘虜監督者に對する暴行又は反抗の者

多數共謀して逃走を爲す等總て右へ一ヶ條約に於て嚴重なる手段を施すことを得と規定せられたる範圍内のことあります。東條はその檢事のインターロゲーションに對する答に於ても亦その口供書に於ても一一五四一俘虜收容所に收容せられたる後に於ても亦陸軍大臣たりし自己の責任であると述べて居りますが、これは決して刑事責任を自認したものではありません。被告人は當裁判所に於て無罪の答辯を爲して居るのみならず、口供書に於ても自ら罪を犯す等といふことは當時會て考へたこともなかつたといつて居りますが、これは決して無罪の答辯を爲して居るのみならず、口供書に於ても自ら罪を犯す等といふことは當時會て考へたことともなかつたといつて居ります。該約又は法規に違反して不正行爲を爲すことを命じ、他人があり得べからず、又事實存在しなかつたことであります。又此點に關しては檢事に於ても何等立證致し得ないのであります。以上は主として陸軍に關し陳述致しましたが、一般抑留者についても亦同様であります。

之を要するに俘虜抑留者に對し、裁判又は國際法に違反し不法の行為を爲したりといふ起訴は東條に對しては證明せられず此點に關しても東條に對しては無罪の判決を爲すべきものであります。

檢事の辯論に対する反駁

以上各節に於て我々は東條が他の人々と共通の事柄につき検察側の所を積極的に反駁したのであります。これより檢事が東條個人の責任を論ずるため述べた所^(一五六)に對し數箇の點について裁判所の御注意を喚起したいと存じます。尤も之は事柄が錯誤であらうと思はれる點に限つて居るのであつて、それ以外の點に關する檢事の議論には及んで居りませぬ。我々は裁判所の御便誼と考へ檢事辯論の順序を逐ひて議論を進めます。

(+) 東條は訴因第二十五については起訴せられて居らぬ

檢事の東條被告事件に對する辯論の一頁、六九頁には東條に對して起訴せられたる訴因を列舉して居ります。(一五七)その中には訴因二十五が含まれて居りますが、之は檢察側に於ける起訴中の錯誤と存じます。右項には東條の名は示されては居りましたが、東條の名は示されません。檢察側は本件の訴訟進行中に於て右起訴状の東條の名を東條に記載^(一五六)檢事辯論^{X X}一一六九、記録四一九五三、一四二〇五二

(一五七) 記録四一九五三及び四二〇二五

取替人と致しましたが、裁判長は東條に對する通訳は却下されましたけれども、之に替へて東條を加入することは許可されませんでした。(三九) 従て張鼓峰事件に關しては東條は起訴されて居りませんから、譯語人は此點に關する辯論は省略致します。

白部長と譯長との混同

檢察側は一九三一年八月一日に東條が參謀本部第一課長に就任したといふ事よりして、二宮、建川兩將軍等と共に三月事件に共謀したこと、又奉天事件及北支に於ける事件には東條の承諾なくして軍事行動が出來なかつたものであると斷定して居ります。

右は參謀本部の組織に關する譯語の不統一より生じた混亂であると思はれます。參謀本部に於ける通訳は法華燈第九八號參謀本部條令第四條及び第五條に規定はれて居ります。(一六一)

之を要約すれば日本の參謀本部は次の階級に依る通訳をもつて居りました。即ち(一六一-A)

(一五八) 記録一五八二七 (一五九) 記録一六一ニ〇一

(一六〇) XX-12、記録四一九五四 (一六一) 記録一六三一〇

(一六一-A) 以下檢察側の譯語に依る

(1) 参謀總長
 (2) 參謀次長
 (3) 部長
 (4) 謀長及謀員

而して事件裁定の責任の権限を有し從つてその責に任ずる者は参謀總長次長並に部長までであります。而して部長は第一、第二、第三及總務の四部長がゐることは後に陳ふる通りであります。参謀本部總務科第四係には「参謀次長は参謀總長を補佐し本部一切の事務整理に任す」とあり、同第五係には「参謀本部部長は参謀總長の命を受け總長以下を指揮し、その主務を掌理す」とあります。一六二一即ち、謀長以下は總長、次長乃至部長の監督と指揮の下に仕事をするものではありません。一九三一年八月一日には、只今共同被告である梅津美治郎少將が参謀本部總務部長に任命され（一六三一）同日東條大佐が此の總務部中の第一課

（一六四一）
 （一六三一）
 （一六二一）
 （一六一）

記録一七五一〇
 證一ニ九、記録七九一
 記録七九一八

東條が檢事の辯取書中證第一九八三號ノA（一六五）に於て述べたところの言葉の翻訳中「セクション」とあるのは以上の參謀本部機令の檢事の語彙からいへばデパートメントと譯さるべきであります。即ち參謀本部には第一デパートメントと譯さるべきであります。即ち參謀本部には第一デパートメント（運輸）と第二デパートメント（情報）第三デパートメント（作戦）と總務部の四つがあるといふ意味であります。而して梅津はその最後のデパートメントの長に就任し東條はその監督の下に執務する第一課長であるつて、この部は庶務を掌るもので作戦部は何の關係もありません。又、檢事の辯證XX八頁（一六六）に遠川將軍はセコンドセクションの長であるつたとめるのはモンドデパートメントの長であるつたと改むべきであります。要するに遠川と並ぶ地位に在つたのは梅津であります。而も梅津は作戦部ではありません。そして東條は右梅津の監督を受ける課長であります。

(一六五) 記録一四、三九四
(一六六) 記録四、九五四

かの三月事件はその名の示す如く一九三一年三月の事件でひつて、梅津及東條が参謀本部に入つたときには此の事件は終了してしまつて六ヶ月も経つた同年の八月であります。奉天事件及北支事件はその後の事件ではありますか、東條の屬して居る總務部第一課では出兵や作戦には何等の關係もありません。板事の此點に關する議論は韓語の混雜より當時の東條大佐の地位を誤解したことにより生じた過ちであります。

自讃東憲兵司令官及讃東軍參謀長時代
檢察官は東條が讃東憲兵司令官時代に中國に對する侵華政策を援助し被凍したと主張して居ります。(一六七) 然し乍ら援助又は教唆に該する具体的の事實を挙げず、又證據を引用して居りますが、是は東條が憲兵司令官に就するよりも一ヶ年前に通草提出せられたものであります。且つ通草の時よりも過去の事情を描寫したものであります。

之に依てその翌年に就任した東條が就任以後に何を爲したかを證明することは出來ませぬ。

検察官は二木三介の用語までも引用して居りますが、これは星野直樹、東條英機といふように、言尾を同じくした人間が同じ地方に居つたことではあります。東條の關東軍參謀長時代に蘆溝橋事件が起りましたことは、その通りであります。此の事件は北支派遣軍と中國二十九軍との間の行進事件から起つたのであります。東條口供書の第三項に辯明してありますから、一六八一意味んであります。

檢察官は更に一九三七年六月九日の電報を引用して居ります。此の意味であります。當時中國に於ける状態として、居留民が危険にては辯明され、何時事件が起るか測り知れぬ場合に於て各國は重に口頭こころうとして、上海、天津に援兵を急派した事例がある度に於ける特殊の状態といふのは、暴民や學生が或る度に外交で自國民を保護のため、支那に於ける特殊の状態といふことは、一度ありました。支那に於ける特殊の状態といふのは、暴民や學生が或る度に外交で自國民を保護のため、支那に於ける特殊の状態といふことは、一度ありました。

種の要求を貫徹するため、直接行動に訴へるときには、政府は之を阻止する力を缺くのみならず、暗に裏面に於て之を煽動する傾向があることであります。斯る場合に検察官の言ふ如く外交手段だけで傍観せよといふのは全く支那に於ける以上の特殊事情を解せざるために出てた言であります。此の特殊の状態は獨り東條だけではなく、リツトン卿の報告にも認められて居る所であります。

四 「關特演」

「關特演」の目的如何は東條が關東軍參謀長たりし時代（即ち一九三七年八月）の關東軍の方針に關係を有しませぬ。

檢察官は ~~xx~~ 六百一六九一に於て東條が關東軍參謀長たりし時代（一九三七年三月より一九三八年五月迄の間）の同軍の態度を説明する議論の中もすて。然し乍ら本法廷に於ては既に明かとなつて居る如く「關特演」の目的に關し證言したることを引用して居ります。右の時代よりも三年も経過した後なる一九四一年秋に於ける關東

軍の兵力増強のことであつて、此の目的が何であつたとしても、それは一九三七、八年に於ける關東軍の方針や目的には何の關係もない。但しここに此の問題が現はれて居るから、一言いたしますが、武部六藏はその口供書に關東軍の目的のごとを言つて居るけれども同人は此の陳述は「當時の情勢に關する自分自身の見込み及自己の判断に基いたものである」と告白して居る（一七〇）即ち何等具体的の知識の根源を示して居りません。此點に關しては參謀本部中新しい證人が知識の起源を示して供述したところが確実なる證據である。此點に關しては參謀本部内に在つて上司の命を受け自ら「關特演」の立場に參じたる人である田中新一證人は證言に依れば（一七一）所謂「關特演」の兵力増強は對ソ諒戒戰は備を強化するためのものであることを命令した』といつて居る。此の問題はこのが決定的の證據であります。

（一七〇）記録三一八六六
 局る我滿洲駐兵の目的に付けて「關特演」に付する部分以外にも一九三七、八年時代に於ける我滿洲駐兵の目的は防禦の目的を實行するにあり、
 同人の證言は一貫して「滿洲駐兵の目的は防禦の目的を試みて居りますが結

といふに歸着いたして居ります。(一七二) 既に當時の滿洲駐兵の目的が防禦の目的であることが明白に立證せられた以上、氣象、航空の強化も服役年限の延長も築城も總て此の目的達成の手段として諒解さるべきである。(一七三) 殊に滿洲領土内で築城するといふことは外敵の侵入を防禦する守勢態勢を示すものに外なりませぬ。檢察官が更に植田關東軍司令官が(一七四) 中國人の希望を尊重すると、又ソ聯との戦争の場合の準備に貢獻せしむることを希望したことと指摘し、之を惡意に解釋し、又其の意味を遺憾して同大蔵の下に參謀長たりし東條の責任までも問はんとするものであるけれども、明治以來東亞の安定を保持し現實に中國の分割を阻止し外力の侵入を防止した日本としては當然の考へなりといふべきであります。

右は(一七五) 檢察官は(一七六) 八百より一〇百までの間(一七五) に於て東條の次官時代に於て國內に起つた各種の事件を擧げて居ります。此の内には陸軍省に關係のないものもあります。餘り事柄がこまかくなりますが、之を指摘しません。唯いづれの獨立國に於ても軍備を保つ以上は當局はその最も有效の一記録三、八四五、一九五、一七三、十五記録四、一九五、八

に組織せられることに努力する責任のあることは当然であります。之を以て直ちに特定の官職成員なりといふことは出来ないのであります。此點は被告辯論上に於て辨論しました。

内五相會議と陸軍次官の責任 唯こここに裁判官の御注意を乞ひ度き一端が残つて居ります。それは憲法組織つまります。それが一九三八年十月三十一日の五相會議の決定につき東條の責任を問はんとする點であります。一七六一このことを十分に説明するためには我國の大臣は二つの資格を併せ持つて居りました。一つは國務大臣の資格であり、一つは各省長官の資格であります。國務大臣の責任は舊憲法第五十五條へ一七七一規定してあるのであります。尤も無任所大臣は國務大臣の資格であり、國務大臣としての地位に基くのでも發言し、外務大臣が軍事に付ても發言するの。國務大臣としての外交のことにも發言し、外務大臣が軍事に付ても發言するの。

一方各鎮長官としては陸軍大臣は陸軍の行政、外務大臣は外務の事務、大藏大臣は財政の事務等その所管の事務につきその責に任ずるのであります。各省官制通則第二條に「各省大臣ハ主任ノ事務ニツキ其ノ責ニ任ス」とあるのは此の意味であります（一七八）。而して各省次官は如何なる立場にあるかと申しますと、大臣が各省大臣として擔任して居る各省の行政事務の補佐を爲すのでありますて、國務大臣としての國家の高級政治方針に參與することには關係しないのであります。前記各省官制通則の第十六條に「次官ハ大臣ヲ佐ケ省務ヲ整理シ各局部ノ事務ヲ監督ス」（一七九）とあるのは此の意味であります。

前記一九三八年十月五十一日の五相會議の決定といふのが本筋に存在して居たのか、存在しなかつたのかは東條辯護人は知りませんが、その文面上は國家の高等政策を決定せんとしたものであつて陸軍省の省務ではありません。斯様のものには當時の陸軍次官であつた東條は現實に之に關與もせず、又之に關與する責任も負ふていなかつたのであります。

以上の道理は後日東條が首相となり、他の人々が東條の下で陸軍次官を勤めた場合に於ても同様であります。此等の次官は四相會議、閣議、連絡會議及御前會議等に於て決定せられた一般國策の決定については責任を持たぬのであります。

(4)

航空本部長及航空總監の責任
検察側辯論××の十頁、十一頁(一八〇)に於ては中國空襲に際し、米國側に與へた損害に對し東條の責任を問ひ、更に東條が此件に關し、その口供書に於て論及して居らぬ事はその責任を承認したものであると推定するとまで論ぜられて居るのであります。
検事が中國に於ける日本空軍の戰闘の際に起つた事件に關し東條の責任を問はれて居る原因は同人が一九三八年六月以來航空本部長であつたことと、一九三八年十二月以來航空總監であつたことによりして、中國に於ける空軍の活動と東條とを結び付けるものであります。然し大臣の管下にあつて航空資材の整備を爲し之につき陸軍大臣を補佐する職務をもつて居るものであります。空軍の統帥には毫も關係はありません。

此の事は檢事より提出し候書證第一一〇號日本政府の組織一般と稱する圖表の第十頁を御覽下さらば明白であります。次に航空總監は一九三八年十二月軍令第二一號で設けられた職制でありまして是亦統帥の系統以外であります。此のことには檢事提出の書證第七八號參謀本部條例一一八一一に航空總監部を記載して居らぬことに依り既に明白であります。もし檢事が航空總監は統帥につき指揮權あり之にてつき確實なる責任を負ふものである主張を主張を爲すならば、よろしく航空總監の地位につき立證を爲すべきであります。

年の事歴十九年三四年軍事二軍本部の陸軍航空總監部初の二ヶ條を引用すれば航空總監が統帥權を行使せず單に航空兵の教育のみを掌る教育機關に過ぎなかつたといふことが明白となり得たのであります。一一八一一一即ち航空總監は中國に於ても其他に於ても統帥命令の下に立つ空軍の爆撃の當否については絶対に責任をもつて地位にはありません。此の問題は以上でもはや結論に達しますが、これに牽聯して一言申して置きたいことがあります。

(一八一) 第一條 陸軍航空總監部ハ陸軍航空兵軍隊ノ教育ニ關スル
二八一
二八一
第一項ヲ掌ル所トス

第二條 陸軍航空總監ハ陸軍大將又ハ中將ヲ以テ之ニ親補シ
天皇ニ直隸ス

太平洋戦争開始の頃に於ては空爆に關する國際法として明瞭なものはない
 なく、たゞ之に關する協約案を參考とし、軍事目標以外のものに對する
 無差別爆撃を違法行爲として居つたのであります。然るにその後歐洲戰
 爭に於ては兩交戦者は故意に相手方に無差別爆撃を實行しました。太平
 洋戰爭に於ては聯合軍は一九四四年十二月以來日本の大中の都市に對し
 故意に無差別の爆撃を敢行して居ります。一九四五八年八月に至つては廣
 島及長崎の兩都市に原子爆弾を投下しました。而して原子爆弾の投下は次
 性質上當然無差別爆撃となるのであります。爾後武裝を有する大國は次
 の戰争に原子爆弾の使用せらるることを前提としてその製造を研究し又
 れば現在に於ては無差別爆撃を違法と認めないと云ふことが國際法であ
 ると安全に結論し得られます。

而していづれの國に於ても、縱令行爲の時の法律では犯罪と認めたも
 のであつても判決のときには之を犯罪としない場合にはその犯行に對する
 公訴は棄却せられるのであります。一九二一これはいづれの國に於て
 も承認せられる刑事法の法則と言ひ得ると存じます。

従つて國際法則の一部を成すものと爲め差支もあり候ぬとすれば無差別爆撃といふことは今日では所謂「實行上の戦争犯罪」でないといふ結論に至りますから、之に關する起訴は此の理由よりするも當然棄却せらるべきものであります。

(八)

米内内閣の倒襲と東條被告との關係
 檢察側は ~~xx~~ 11 頁に於て (一八三) 「米内内閣の倒襲と東條の連絡」と
 いふ標題を設けて居ります。然し乍ら其の題下に於ては米内内閣が一
 九四〇年七月に倒襲した原因が東條の行爲又は態度によるることを證明
 して居るではありません。唯反對訊問に於て東條が検事より米内内
 閣の倒襲につき張いてその觀察の陳述を求められたに對し、東條が「
 「常識上の立場より述べる」と稱して同人の見解を陳述したところを
 引用して居るに過ぎません。(一八四) 實際東條はその時までは航空
 總監の職にありまして、日本空軍の教育には精勵して居ましたが、且
 又此の政變前一ヶ月といふものは、東條は航空總監の資格に於て空軍
 の演習に關與するため滿洲に居つたのであります。(一八六) 従つて

- (一八三) 記錄四一、九六三
- (一八四) 記錄三六、五八二
- (一八五) 記錄三六、五八一
- (一八六) 記錄三六、一七六

米内内閣總辭職の原因については、寸毫も關係はありません。

檢事は前陸相畠が東條を過早にも七月十八日朝に陸相候補として天皇陛下に奏上したことを強調して居りますが、東條は一九四〇年七月十七日に滿洲を出發し十八日の夜東京に着いたのでありますから（一八七）此の奏上のときは飛行機中に居つたこととなりますが、之に東條が開與して居つたようなことは想像することも出來ません。

なほ此處に檢察側は總辭職前畠が米内に書面を送り「慶き意味に於ける新体制を促進すること又再來することなかるべき機會を無端にして失ふことながらしむること」といふ理由に依つて米内内閣を倒壊せしめたと記述して居ります。而してその引用するところの證據は畠が米内に宛てた書面を記載した朝日新聞（東京に於て發行せられる日刊新聞）の記事であります。而して檢事は法廷に於て米内證人に之を示し同人が斯る書面を受取りたりや否やを聞いたところ米内證人は終始その受領を否認したのであります。（一八八）斯る事實を基盤として米内内閣倒壊の原因を説明せんとするることは出來玄せぬ。

(4)

荻窓會議に於ては權威ある外交政策を定め、又権輿國との接近を議したことなし。

検察側は書證第五三七號（一八九一）を引用し、一九四〇年七月十九日の近衛邸に於ける近衛、松岡、吉田、東條の會合に於て「權威ある外交政策」及「権輿接近」が譲せられたと言つて居ります。此の證據の署名者ウェルマンなる者は検察側は獨逸外務省の官吏であると説明しましたが（一九一）如何なる職務を持つて居つた者であるかは判りませぬ。又その報告の出所は在伯林の日本大使館の參事官であると言つて居ますがそれが何人であつたかも判りませぬ。又此の參事官は近衛邸にあつた出来事を如何なる方法に依り知り得たかも不曉であります。自己の推測をウエルマンに告げたのかも判りません。これは到底裁判の基礎となる證據ではありません。検察官はこのウエルマン電報を XX 27 頁 28 頁（一九二）にも引用して居りますが此を根據とする推論は全く根底なき議論である。

一一八九一 記錄六二六一
一一九一 記錄六二六四
一一九二 記錄四一、九八一一二

ります。當時の會談についてはやはり東條がその供述書に於て責任を以て記述したところが眞實であるとしなければなりません（一九三）即ち「近衛首相より、今後の國策は從來の經緯に鑑みて支那事變の完遂に重きを置くこと、政治と紳商との調整並に陸軍と海軍との調和に今後一層重きを置くべきこと等を提唱せられ之に對し來會者は同感であり之に努力すべきことを申合せた」のであります。

權威ある外交政策の決定をしたのではありますぬ。もし我國に檢事の主張するが如き「軍閥」といふ一の主張を有つた既成の勢力がふつてそれが政權を取つたといふのであつたらば斯様な會合は無用であります。それが將に組織せんとする此等政治家は從前お一したる政治團体に屬することなく中には其時初めて會つたやうな人さへもあるのでありますから組織に際し策につき一應の打合せを要したのであります。是れとは却て檢事主張の「軍閥」の存在又は一貫したる戰爭計劃の存在を否定する資料となり得るのであります。

(+) 第二次近衛内閣の諸政策は侵略的性質のものにあらず
 我々は曾て被告の一般辯論に於て主張したる如く日本の内閣が國防を
 忽かせにしたといふ主張をするのではない。此等特殊の國策について
 は被告の辯論五節に於て既に詳論したところであります。
 唯、我々の主張するところは此の期間に於ける日本の各内閣が國防を
 重んぜなかつたといふのではなく、たゞ我國が外國侵略のために通常
 の國防に必要な以上の壓倒的な軍備を建設し又他國侵略の場合に通常
 に必要な武器を製造しその他侵略政策實行のための準備としての武備
 を整へるの政策を樹て又は實行したことがないことを主張するもので
 あります。殊に東條もその關係の一人であつた近衛内閣の諸政策は、
 總て平和手段に依り國家のためそれ等の目的を達成せんとすることに
 於て一貫して居るのであります。
 檢察官は近衛内閣の設定した政策として「基本國策要綱」「世界情勢
 の推移に伴ふ時局處理要綱」「三國同盟」「支那事變處理要綱」「對
 佛印泰施策要綱」の五つを挙げて居りますが、一九四一年の立つの政
 策は總て平和手段を以てそれが實行せられることを目的として居ります。

す。又此の事件に塊はれた他の種々なる證據に依るも近衛首領の政策は平和主義でめつたことは容易に證明せられます。之に對し被審者は以上五つの政策が侵略的性質のものであつたことを具体的に證明しては以層りません。

本件に於ては日本の國家自身が侵略戦争^争を計画し準備したことを訴追するのでありますから日本自身の侵略目的を證明しなければなりません。檢事は日本が獨、伊と同盟を結んだことを攻撃して居りますが、一九五一の當時の國際情勢としては同盟の相手國の過去に於ける政策の如何に依り必要な條約の締結を取止めることはせられて居りません。

(一九五) XX一六、二八、二九記録四一、九六九一四一、九八二
一四一、九八三

米、英も亦第二次歐洲戦争に際しては明かる侵略行爲を爲した國と同
盟關係に入つたのであります（一九六）

検察側は東條は日本は米國に對し、毅然たる態度をとることを提案し
たといつて居ります。毅然たる態度といふ譯語が如何なる響をもつ文字
であるかは知りませんが、之は一九四〇年七月二十七日の連絡會議に於
て情勢の推移に伴ふ時局處理要綱を議するに際し松岡外相が對米關係の
説明として用いた言語であつて、東條の提案した言語ではありません。
但し出席者は之を聞いた上具体的の外交政策を立てることを松岡外相に
一任したのであります（一九七）

發案者は誰であつたかは別問題としましても、完全なる獨立國であつた
日本が、如何なる種類の外交政策を立てるやは全く自由であつて、それ
が今日より見て他國の人々に好感を以て迎へられる如きものでなかつたとし
てもそれが犯罪を構成するものとは言へません。支那事變は一九三七年の七月に第一次近衛内閣の時に發生しその意に反

（一九六）一九三九年十二月十四日には連盟理事會はフィンランドへの侵略を理由としてソ連
の國際連盟排除を決議しました。アイデンチファイケーション證一二二二三參照

して逐次擴大し、同年の冬には中國の首都南京も陥落し、翌年の十月には漢口も占領せられた。そこで第一次近衛内閣は此の結果をつけるため一九三八年十一月には一の拾収策を立て十二月二十二日には之を世界に聲明して居ります。之が彼の近衛聲明であつて一言にして言へば善隣友好、共同防共、經濟提携、非併合、無賠償の方針であります。一九八一丁度その形式は曾ても言つた通り第一次及第二次の歐洲戰爭の半ば以後に聯合國が戰爭目的を定めたと同様の経過であります。我國では之を侵略政策と考へず、又その當時に於ては他國も亦、之を以て侵略なりとは言つて居りません。たゞ米、英はその實現につき種々の妨害を爲し、何にしても支那事變の解決を見ることが出來ませんでした。一九四〇年七月第二次近衛内閣が成立するに際し、對米外交の調子を寧ろ「強固、な態度」に依らんとしたのは、その當否は別に批判さるることとしても、独立國家の外交方針としては犯罪的性質のものではありません。檢察官は内政の改革、議會の刷新、教育等に論及して居りますが一九九一無論此等は独立國の内政問題として、それ自身本件に於て罪となるべきものではありませんから深くは之に觸れません。

(一九八) 證九七二一九 記錄九五二七
 (一九九) 一九九一六、一七、記錄四一、九七〇一七一

(一一一) 大政翼賛會の目的は所謂全体主義運動にはあらず
 唯、ここで一言辯明を必要とすることがあります。それは檢察官が、近
 衛首相が一九四一年二月八日に衆議院豫算委員會に於て爲した相當長き
 演説(二〇〇)中の一句を捉へて大政翼賛會の運動を全体主義の國民運
 動なりと言はんとして居る點であります。日本原文は「この運動は實は譯語の不完
 全より生れた誤解であります。日本原文は「この運動は舉國的、全体的
 であり、官民共同の運動であります。」といふのであります。讀者は舉
 國的、全体的といふ意味をトータリタリヤンといふ、形容詞で言ひ現は
 さんとしたものであつて、獨逸のナチの運動又は伊太利のファシストの
 運動について慣用せられる全体主義といふ意味で此の文字を使つたもの
 とは思はれません。獨伊に於ける全体主義運動は言ふまでもなく一の強
 き政治運動であります。但し、近衛首相は同演説に於て大政翼賛會の運動が政
 署に依つて行はるる運動であるといふことを強く否定して居ります。(二
 ○二) 又大政翼賛會自体が政治上の結社であるといふことも繰り返へし
 否定して居るのであります(二〇三)

(二〇〇) 證二三六二 記録一八、三三
 (二〇一) 記録一八、三五

(二〇一) ムヌー一八 記録四、九七一
 (二〇三) 記録一八、三六

即ち大政翼賛會の運動が日本に特異なる萬民英賛の運動であるといふことが、此の近衛首相演説の全体の趣意であります（二〇四）

又大政翼賛會が政治結社でないといふことは之と同一の議會で近衛内閣の内務大臣であつた平沼によつても説明されて居るのであります（二〇五）又平沼は全体主義と我國の「皇道」との相違することをも明瞭に説

明して居ります（二〇六）

なほ此の外に大政翼賛會の副總裁であつた安藤祀三郎は此の運動が政治運動でないといふ理由から、一時は副總裁と無任所大臣とを兼任するこ

とを拒絶したと述べて居ります（二〇七）

而して「此の會の主なる仕事は政黨として決定せられた事柄及その政策に基いて各省行政として國民に實行を要望して居る事柄について、之を誤りなく國民に傳へその理解を求め（中略）ることであります。勿論會は民間の公事結社に過ぎないのでありますから會の役員は單なる雇傭契約だけで成立つて居り、官吏の如き嚴格なる服務規律もありません。國民に對し命令權を持たざることも勿論であります」と言つて居ります（二〇八）

（二〇四）記録一八一三三
（二〇六）記録一八一七〇
（二〇八）記録一八一四六一七

（二〇五）記録一八一六六一七
（二〇七）記録一七一四三

なほ検察官は大政翼賛會が憲法の精神に反する組織であると述べて居ります（二〇九）その被據として引用して居るところのものは證三一七二號（二一〇）證人富田健治の口供書であります。同人の供述は「荒木は大政翼賛會といふものは一國一黨を目的とするものであるから憲法の精神に反するといふことであつた。」「然し後に至つて大政翼賛會は政黨でなく公事結社であるといふことが明かとなつて此の誤解は是正されたのだ」（二一一）といふことでもあります。従つて此の富田健治の供述を引用して大政翼賛會を憲法の精神に反する證據として引用することは不當であります。

（一二）東條は陸相就任までは政治に關與せず、殊に米内内閣の施策についても承知せず

檢察官は「經濟ブロツクの建設」といふ標題の下に一九四〇年七月十二日乃至十六日の間を米内内閣の下に於て討議せられたる事項、六月二十七日の外務大臣の宣言、同年三月の米内内閣の閣議決定等を擧げ東條は之を知つて居るか、又は知つて居るべき筈であつたと述べ從つて之に關

（二〇九）
（二一一）

記録一九七一
記録二八五四七

（二二〇）
記録二八五四五

する同被告の責任を問ふて居るのであります（二一二）然し乍ら東條は一九四〇年七月第二次近衛内閣の陸相として政治上の責任の地位に就くまでは純粹なる陸軍軍人として軍務に従事して居つたのであります。政治問題には毫も關與もせず興味を有つて居りませんでし。殊に陸軍大臣就任前一ヶ月は航空總監として滿洲に於て空軍の演習に關與して居りました事は前に陳べた通りであります。従つて一九四〇年六月二十七日の有田外務大臣の行動や、七月十二日又は十六日の外務及陸、海軍官吏の爲したと稱せらるる協議などは、縱令左様なことがあつたとしても毫も東條の知るところではありません。斯様な問題については東條の側より答辯する必要はないと存じます。

（二二二）X X 一九一三 記録四一九七三一五

一三、蘭印との經濟交渉は平和且友好裡に進められたるものなり
檢察官は一九四〇年秋より一九四一年夏にかけての日本と蘭印との

經濟問題の交渉は暴力の使用に充満せるものであると（二一三）論じ、又他の場所に於ては「一九四一年八月の蘭印に対する暴虐」

（二一四）といふ新造語さへも使用して居ります。然し乍ら検事の以上の譲諭は電報第一三一一號（二一五）にある諸條項が一九四〇年八月中に日本より蘭印側に要求せられたものであります。日本特使の小林商工大臣が交渉のためバタビヤに到着したのが一九四〇年九月十二日であつて（二一七）小林と蘭印代表フフ・モン、モークとの會談は十月十四日より始つて居ります。然しその如き要求を爲したといふことは絶対にあり得ません。從つて八月中に斯の如き要求を爲したといふことは絶対にあり得ません。

（二二二）（二一三）記録一二二記録四一、九七六
（二一六）（二一五）記録一二五記録四一、九七九
（二一七）記録一二二記録四一、九七六

フアン・セイク氏の供述書（二一八）にもその著書（二一九）にも、月中に斯る要求を日本から受けたといふことは現はれて居りませぬ。八月然らば之は現貨に小林が提示しないでも提示さるべき意味で小林が日本政府から受けて居つた訓令であるかといふにそうでもないのを一つの框にみります。松岡外相は小林商工大臣に對して訓令を與へて之を一つの框にみます。訓練令は與へませんでした。右証第一三一號は松岡自身の考として日本閣へて之を一つの框にみます。訓練の際に説明したものに過ぎません。（二二〇）蘭印に對する日本閣へて之を一つの框にみます。要請の際には自身を檢討し、又これか泰力を背景とする脅迫であるか、友好裡に提出されたかはその時の會談の模様よりして判定されなければなりません。内面で各種の調査、又各種の議論が行はれます。その間には相矛盾した提案も現はれることさへありますか強弱の議論が相殺せられ、最後の結論だけ

（二一八）記録二五二七二
（二一九）證一、三〇八記録一一、七七一
（二二〇）記録二五、二九六

(一)
 (二二二)
 (二二二)
 (三二一)
 (一)
 記 證
 錄 一 一
 二 三 三
 〇、九 一
 一 七 八
 A A A

一
 一
 七
 頁

が效果のあるものとして殘るのでありますして、中間物は國家の意思ではありません。次にこの交渉の模様及空氣を知るため参考となると考へ、一言附加いたしまずか、一九四〇年十月十六日には蘭印卿と日本印卿とか共同聲明を出しして居りますし、(二二一)それは次の通りであります。
 「最近に至り日、獨、伊三國間の條約が締結されたに拘らず日本の蘭印との友好關係の維持、促進の希望は少しも之に影響せられることなし、此、日本の求めるところのものは、隣接諸邦との共存共榮のみなりし、(二二二)その間に交渉を諒とするものなり」と、又翌年六月十七日芳澤特使と蘭印との間に交渉が成立しなかつたときも双方は共同聲明を発して居ります。二二二その中に「此の交渉が打切られたといふことには言ふまでもない」とあります。なほ小林鶴朝後芳澤大使を援助するため蘭印に派せられた石澤豊は此の法廷に於て次い如く證言しました。

印間の經濟協力を促進すべき協定に到達する見解の下に妥協的態度を持したものである」と。元來、蘭印と日本との間の一九一二年の通商條約では商業、農業、海運、移民に關しては日本は最惠國條款を含んで居りました。又一八九九年の法律を以て日本人の取扱は歐羅巴人と同一にすることになつて居つたのであります。一二二四一 蘭印か此等の條約及び法律を嚴守されば一九四〇年に始つた交渉は、日本人の商業、農業及入國を制限したことを必要としたのは蘭印側が不法に日本を害するものであつた。之を原凶となつて居ります。蘭印側があらうとは思はれぬが一九四一年七月には米國と同時にそれを口實として條約に違反して資金凍結とし、支那事變解決には大した關係がなつて居ります。

而して太平洋戦争に際し蘭印は日本が蘭印に攻撃を加へざるに際して進んで宣戰を布告したのである。蘭印が當時の經濟交渉を以て暴力の誇示でゐるなどいふは更に右と同様不當の言分であります。

一四、三國同盟

檢事は23頁へ二二五頁に於て三國同盟といふ標題を設け第二次近衛内閣の陸軍大臣たりし東條が三國同盟の締結につき採りたる態度につき證言せられて居ります。檢事が三國同盟を以て日本の侵略戦の準備なりとするの所論については本検討第六節に於て反駁いたしましてから、これと重複することには摘要するに止ります。唯、檢事の證據の引用につき不合理の點を二、三指摘します。

檢事が三國同盟の目的は東亜諸国を隸屬化するものであると言はんとして、日本が一九四〇年八月に蘭領東印度を奪取して居りますか、一九四〇年八月には日本は蘭印に對し何と主張して居りますか、又、蘭印との交渉は前節に述べた如く平和的のものでありますか、此の引用は失當であります。檢事の犯した以上の様な錯誤を一々是正するは煩に堪へませぬ。檢事は又此の條約を審議するため一九四〇年九月二十六日の権密院會議に

(二二五) 記録四一、九七七
(二二六) XX-125

に於て對米戦争に言及されたことを指摘して居りますが（二二七）三
 國同盟條約第三條に依れば、若し米國が自衛の必要ではなくして進
 で権輒國に對し攻撃を加へる場合は日本は獨逸を援助する義務がありま
 すから條約の審議としては米國が自衛權なきに拘らず進んで參戰する
 場合のこと考慮したのは當然でありますて何の不思議もありません
 が事は更に日権密院會議で東條が對米戦争の時に要する石油及兵力に
 ついて説明したことを見ます。一二八一設第五五五號に依
 りますれば東條は石油量は絶対に十分でありますと云つて居ません
 東條が「陸軍の備する限りに於ては手持の石油は將來ある期間内は之
 で足るが戦争が三年四年と續くときは自作が無い」といつて居るの
 であります。此の事を機事の指摘する如く東條がアメリカとの戦争に際
 し必要な人員は比較的少數で足るといつて居ることとを併せ考ふれば
 更條は當時我國參謀本部の持つて居つた對米作戦計劃といふもの
 として答へて居るのであつて、此の參謀本部の平時計劃といふものを基
 づくと小規模のものであつたことを間接に證明するものである田中新
 一の年次對米戦争

（二二七）記録四一九七九
 一二二八一九七九一〇

計画と照應するものであります。（二二九）それ故此等の事は檢事の立證せんとするよう日本が新なる戦争の企圖に進入したといふことを證明するものではなく、却て三國同盟に拘らず日本の對米戰態度は從前と同じく消極的且つ小規模であつたことを證明するものであります。

（二二九）記録二六、九八四一五
（二二〇）記録四一、九八〇一八二

檢事は更に東條がその供述書に於て八月四日の閣議で松岡が獨逸との同盟問題を持ち出したことは突然であつたといつた點及一九四〇年七月二十六日の基本國策要綱決定のときに獨逸との同盟は豫想せられて居らなかつたといふことを反駁せんとして居ります（二三〇）

然しその證據として引用するものはウエルマンの文書（書證五三七號）だけです。これは前にも既に詳細論じた如く全く信用するに足らないものであります。斯の如き不確實なるものよりも一層確實な一九四〇年七月二十七日の「世界情勢の推移に伴ふ時局處理要綱」の本文を調査する方が確實であります。同要綱には獨、伊との連絡を強固にするとの文字はあります。しかし該事は日本が獨逸と同盟して僅かの「バンの脅」を得んとしたとの罵詈不確かな記録を援用せられるのであります。

檢事は日本が獨逸と同盟して僅かの「バンの脅」を得んとしたとの罵詈不確かな記録を援用せられるのであります。とから檢事は好んで出所の言を用いて居られます（二三一）

然しその證據として引用するところのものは僅に書證第五四二號第五四三號であります。之等はワイゼツカーなるものが一九四〇年八月一日に來酒大使と會見したりとして其の状態を外務大臣に報告したもののようであり

(二三〇) 記錄四一九八〇一八二

X X 一一七 記錄四一九八一

ます。此の書面自体に據るも來栖は最初より本國の新なる内閣よりは未た何等の報告を得て居らぬと前置をして話をして居るのであります。二三二一 實際に本國政府で三國同盟の話が始つたのはその翌九月の四日であります。八月一日に來栖が本國政府よりその報告を受ける筈はありません。それはいづれにしても、本國政府よりの報告を受けずと記載したる書面をもつて本國政府の意圖を證明することは餘りにも不合理な證明方法であります。

之を要するに三國同盟問題に關する檢事の主張は餘りにも末梢的であります。本件に於ける大きな問題としては之が日本の太平洋戰爭の準備の一部であつたか、若くは之を避けんとする目的を以て締結せられたるものであるか、この目的を達し得たか否かは別問題として一の岐れ目であります。而して此點は前述の如く既に本辯論に於て論じました。

一五一 佛印進駐 檢察側は XX 二九一三一頁に亘り佛印進駐問題を取り扱つて居ります。これは此の事件では非常に重要な問題でありますから、辯護人は別に本

辯論の他の場所に於て所見を述べましたから、こゝでは一切議論は省きますが、検事の證據引用の不合理な點につき二つのことを指摘いたします。

その一つは検事は日本大本營は特に「蘭印に軍事的進出を爲す必要上」に一九四一年四月十六日に南部佛印進駐の政策を決定したと主張し其證據として記録第一一七五三頁を引用して居ります。依て此の頁を見ますに、検事の言ふ如く「蘭印に軍事的進出を爲す必要上」といふ文句はありまするけれども、是れは證據ではなくして、検察官自身が證據を引用する紹介文であります。検事の引用した文書には蘭印への軍事進出なる文字はありません。一九四一年四月十六日日本大本營で極めました決定には「二、蘭印との密接なる經濟關係を設定する」の文字があるだけであります（二三四）

即ち軍事進出とは正反対の事柄が決議されて居るのであります。第二に検事は更に佛印への進出が蘭印進出の跳躍台であつたとして、記録一一七五五頁を引用して居ります。記録中これは書證第六三九號を讀込んだ部分であります。

此の書證は一九四一年七月四日附を以てシヨール及トーマスなるものが

盤谷より伯林に宛てた電報であつて、日本外務省の「フルウチ」といふ者より聞いたとして、各種のことを報告し、その中の一部分に検事引用の意味のことがあるのです。然し右ショール及びトーマスが何人であるかは判りませぬ。又日本の外務省内に「フルウチ」といふ者が何人であるかを調べましたが辯護人は未だ捜し當てることが出来ませんでした。裁判所に於ても、他の證據に於て既に御承知の如く日本に於ては統一戦事項は參謀本部の所管であつて、而も之は絶對秘密である。假令「フルウチ」なる者が外務省の官吏であつたとしても、同人が右ショール電報に見ますれば、其の言ふ所は全部事實に合して居りません。果せる哉電報の初めには「沿海洲へ北韓太を含み一に遙入の目的で日本が對ソ戦争に参入することは切迫して居る」と書いて居ります。此の電報は對ソ戦争に参入する三日前なる七月二日に於ては日本は南方へは進出するが、北進報故はれ月四日であります。本件に於て既に度々引用された證第五八八號に依るが、又此の電報は終りには一應取止めの決定であります。(二三五) にソ聯との戦争の開始が急迫なりとは全く偽りであります。又此の電報の終りには「アメリカの対日戦参加及日本軍隊の輸送妨害及アメリカ

海軍勢力の輸送強化は期待せられて居る」と書いて居りますが「フルウチ」なる者が斯様なるアメリカの軍事消息を知る筈もなく、又これも、その後起つたことより見れば荒唐無稽の言であります。従つて此の電報中佛印進出は蘭印への軍事攻撃の跳躍台であるといふ報道も全く根も葉もなき造言に過ぎません。

（一六）九國條約に關する東條の見解 檢察官は「九國條約及戰爭一般に關する東條の見解」といふ標題を設け、此の問題に關する東條の態度を不當に批判して居ります（二三六）。九國條約に關する辯護側の主張は、實に本辯論に論じて置きましたからここには重ねて之を繰り返しません。然し乍ら、日本は殊更に九國條約に違反することを企てたではありません。支那事變は偶然の事件よりも大して戰争ともいふべき大きさとなつた以上之を拒收するの策を樹てなければなりません。それがため考案せられたのが、かの近衛の原則であります。その精神は九國條約と同様であります。

但しその條項に於て九國條約とも關係を生じましたが故に、日米交渉に於ては此の近衛原則を九國條約の署名國中の近衛原則に理解ある米國の諒解を得、次に他國に及ぼさうとしたのであります。東條に對する反對訊問に於ても、「一二三七」東條は「日本は日米交渉に於て此の條約の一部分の修正に觸れたのであります。即ち日本はアメリカに對し、新秩序の承認、殊に近衛聲明、日華基本條約、日華共同宣言の承認を求めました。」といつて居ります。日本が一方的に條約の廢棄を企てたといふことは正確なる事實ではありません。兎角、檢察官は東條を以て專制主義者と比較するの企てを繰返し試みて居りますが、證據は常にその企ての適切でないことを證明するのみであります。東條は戦争は犯罪にあらずと述べたことさへも引用せられて居りますか、本裁判所の憲章自身に於ても戦争自身を犯罪として居りますか、これは東條の人格に對する「皮肉」に過ぎません。法的證據に基かぬものでありますから斯る言葉については辯駁致しません。

(一七) 國際法に關する東條の見解

檢察側は XX 32 頁 (二三八一) に於て東條が「國際法は双方の意見に基き戰爭遂行の見地より解釋すべき」と述べたといつて此の一項を文章の前後の連絡及之を述べた場合の議題と切り放して引用し、東條の見解が國際法無視にあつたとの印象を與へんと企らんて居ります。(二三九一) 以上の文字は實は舊證第三六八二號にあるマレー及シヤン地方を秦の領土に編入する事を日本が承認する條約が権密院に於て審議せらるゝ際、戰爭終結前に領土の變更を承認する事が國際法上許さるるものなりや否やの討議の際の言葉であります。(二四〇一) 此の當時東條は、それより一兩年前、ソ連がボーランドの領土を併合し、又ルーマニアの一部を自國に併合した事を英、米も承認し之と同盟迄居んだ事を胸中に有て居つたのであります。(二四一)

それでいりますから、あのときの答は上に引用されるものだけではなく、その前に「國際法は相手方が之を遵守する限り之を遵守すべきものである」。と

(三三八一) 記錄四一九八一

(二三九一) これは南被告に対する辯論にも引用せられてあります

(二四〇一) 證第三六八二、記録三六四五八

(二四一) 記錄三六四六二

前實して居ります。これを引用せねば引用は不完全であります。
 語の次に「只今の情面は國際法上全く正しきものと信じた」といふことがつ
 け加へられて居ります。(二四二)檢事は文章の初と終りを切り去つて自か
 の議論に適合する中間の部分だけを引用して居るのです。平和條約締結前
 了前で領土の變更が合法である事は、日本と聯合國との間の平和條約締結前
 てざる今日、現に千島がソ聯に併合せられ、臺灣が中國に併合せられて居る
 事例よりするも疑はありません。東條が國際法上完全に是認せらるといつた
 のは疑もなく正當であります。

(一八一)

東條は日米兩巨頭會談の實行を妨げたか

檢察官はXX三四頁(二四三)に於て一九四一年八月末近衛首相より提案せ
 られた、同首相とルーズベルト大統領との直接面談の實行せられなかつた
 事は東條の實り的の拒否に基くものであると曲解して居ります。裁判所に於かれても既に御注

(一四二)
(一四三)記録一一、三六七
一二四三一 記録四一九八九

議を擧はつて居ると存じますが、近頃の考へは先づ外交代行者間に断定を爲して、而して後ると存じますが、近頃の考へは先づ外交代行者間に断定を爲すれば、基本的且つ主要なる問題についての諒諭的討論を爲したる議にあらざれば兩責任者の會議に據じられないとの意見であつた。一二四五一之に對しルーズベルト大統領は、兩巨頭の會議の實現せざりしは實はこの相違の爲めでありまして、東條の態度とは何の關係もなき事柄であります。檢察官は右會議不成立後に於てもなほ東條は支那よりの撤兵を拒みて日本米交渉を防げたとして記録三六、二六八五號よりの引用部分であります。従つてルーズベルト、近頃會議が初めて更に撤兵を拒絶したといふ這議にはなりません。ルーズベルト、近頃會議不成立後に更に撤兵を拒絶したのが八月二十六日であります。之は一九一九年八月西日の連絡會議に關する記事であります。又ほ彼の引用する記録三六二六八頁即ち書籍二八八五號は連絡會議の決議にては質止を回避するものではあります。東條は自己の決議に付いては質止を回避するものではありません。東條は自己の決議に付いては質止を回避するものではありません。

一一四四一 一二四五一〇 記録一〇、七六五、七七四

東條が他の獨裁者と同様、自己一人の意思にて重大なる事柄を決定しつつあつたとの事を印象づけんとするのであつたならば斯の如き引用の方法は全く歴據の誤用以上のものであります。

一九一九年六日の御前會議に於ては戦争を決定せるものにあらず
 XX 35 頁一二四六一に於て検察官は九月六日の御前會議に於て船舶の徵用を決したとか、一九四一年十一月に戦争をする決意をしたとかいふ事を書いて居りますが之は正確ではありません。此の御前會議の決議は書證第五八八號一二四七一でありますから検察官は、もし此の會議で決定せられた事柄を證明しようとするのであつたらばよろしく此の書證の本文及附録書を引用すべきでありました。

検察官は九月六日、「戦争の決意を爲した」といふことの証據として東條訊問調書を読み込んだる記録第一〇二二〇頁を引用して居りますが、此の場合に於ても亦檢事は文章の前後の連絡を不自然に切り放して居ります。檢事引用の次には此の會議一九月六日の御前會議一には戦争を爲すの決定は爲されなかつたといつて居ります。一二四八一

(二四六一) 記錄四一、九九〇
 (二四七一) 記錄六五、六六
 (二四八一) 記錄四一、九九二

一二〇一 一九〇一年十月十二日の近衛邸の會議
 右會議について東條は既に詳細の記載がありまからここに重ねて
 東條より見たる此の會見の經過を説明する事はいたしませぬ。但XX 37頁
 二四九一に於て檢事は此の會議に於て「近衛は陸軍大臣東條の意見に屈服し
 戰争を決意せり」との記載が置換中にありとして記録第一〇二五七頁を引用
 して居ります。之は第三次近衛内閣の倒閣に際し近衛自身が書いた記録を移
 記した部分であります。右引用の部分には近衛~~は~~トモトモといふ接觸詞を加
 へて假想法の文章を書いて居ります。即ち「もしも自分が此の會議
 に於て陸軍大臣の意見に屈し戰争に決したならば」といつて居ります。
 東條自身の利害は第二としても新の如き重大なる問題に關し等句の誤つ
 た引用にて、より事實の歪曲せらるゝ事を隠れ頗る厭はず之を指摘致すのであります。

一一一 第三次近衛内閣倒覆の理由
 依案はXX三九貞一二五〇一に於て第三次近衛内閣の倒覆の理由に「さ
 様が檢事訊問に於て述べたところとその次に述べるところとの間に相違する
 点があるといつて之を指摘して居ります。然し乍ら、之も甚だ無理な引用法
 一二四九一 記録一〇、二二一
 一二五〇一 記録四一、九九四

あります。候事の訊問に對しては檢事が東條に對し同人が米國との戰争にて居つた事が倒閣の原因であるかと訊ねられて對し、「二五一、『埋
而いて居つた事が倒閣の原因であるかと訊ねられて對し、二五一、『埋
的には然り一と答へて居る、即ち實際的には必ずしもそうではない事が右の答によつて暗示されて居ります。然らば
實際的には何が理由であつたかといふ事は東條の決議書第七十七項、二五三
及八十項、二五四一に依つて知る事が出来ます。即ち日米交渉に於て我要求
を貢献し得る目途ありや否やを斷定し得る迄に交渉の手が十分に詰められて居
らず、海軍の開戦すべきや否やを断定し得る迄に交渉の手が十分に詰められて居
らず、海軍の開戦すべきや否やの決議は不確定であり、九月六日の御前會議の決
議の決定は不適當なりし事及不適當なりにしてせよ御前會議の決定ある以上致
し方がなく、之をやり直す爲めには、その責任者は一旦辭し他の者例へば皇
族殿下に依る内閣が必要であるとしたのであります。二五四、此の事は木戸
日記及木戸の證言にも合するのであります。二五四、此の事は木戸
前後矛盾はあります。公平な考を持つて居る者は實に深遠の通つた説
明である事が判ります。

一一五一、記録一〇、二九
 一一五二、記録三六、三三、三七、一九
 一一五四、記録三六、三〇、三七、一九
 一二五五、記録三〇、九三八

(二五二) 「白紙還元の御説」

検察官は二四一页以下二五六に於て東條が組閣の際天皇陛下より承りたる九月布日の御前會議の決定を白紙に還元して新に廣き見地より事態を検討すべしとの御趣旨を遺奏しなかつたと述べて居ります。之は何等言すべき證據に基かざる検査の獨断でありますか、東條被告の天皇陛下に對する忠誠心如何にも關係致しますから一言その過ちを憲にて置きます。

東條は組閣に際し、賀屋、島田、東郷より新内閣の對米態度に對し質問せられたさきはこれ等の人々に對し、新内閣は九月布日の御前會議の決定には關係なく新なる見地に基き研究する事を明言して居ります。(二五七) これは東條が白紙還元を實行せんとするの意圖のあつた事を證明するの證據の一であります。

一九四一年十月十三日の連絡會議の弊頭の演説に於て東條は新内閣は九月布日の決定に捉はるゝ事なく各種事情につき再検討すべき旨を述べ統帥部の贊同を求めました。統帥部も之に應じたつであります。(二五八)

(二五九) 記録四一、九九六以下
(二六〇) 六四八、島田については同三四、

六五四、東郷については同三五、六七一及び二五九一七

これは東條の證意を証する第二の證據であります。前述の會議傍頭の陳述を繰り返した場合に東條首相は參謀次長を叱責しこれが東條の神意を證する等二つの證據であります。ヘ二五九一

東條は新なる検討の結果、もし和を決すれば一時的に不安が生ずるかも判らぬ。その場合のため自ら内務大臣を兼職しました。ヘ二六〇一して居ります。ヘ二六一一これ亦東條が白紙に還元して四箇を検討すべしと決意した第四の證據であります。

入閣の際東條に質問し、白紙に還元して日米交渉を再検討するの言質を継た曾屋も、島田も、東郷も皆連絡會議の構成員であります。此等の者は東條に依りて保證せられたる如く他の構成員と共に十月二十三日以降全く新なる見地に立ちて對米交渉及和戦の問題を熱心に研究したのであります。ヘ二六二一

木戸の證言に依れば東條が天皇陛下の指示に依り九月六日の決定を取

ヘ二五六九一 記録二五、九二二
ヘ二六二一 記録三六、三一二二
ヘ二六二二 記録三六、三一二二
ヘ二六二三 記録二五、九二二二

消し新に検討を爲すといふことは情勢を緩和したことが證明せられます。

（二六四一）

検察官は屢々なす如く外務省の書庫にあつた文書である電報一三二九號を引用して（二六四一）一九四一年十月十八日より十一月五日に至るまでの連絡會議に於ける審査の結果を證明せんと試みて居ります。（二六五）然しそれを總て公文書として證明するのであります。（二六六）それが或る會議の外務省の證明は單に外務省が職務に關係するものとして保管して居るものとの正式の證書（以下であつたとの證據に在りません。況んや此の證據には之と連絡會議を結びつけるところの事句も發見しません。）一九四一年十月下旬より十一月五日迄の間の度々の連絡會議に證せられたるござり、これだけであつたさいふことも當時上信に於いて証明せられたるござり、これだけで證で證せられたることは實に多岐多端であります。此の會の會の存亡にも關する上つて重大問題を新なる風潮に立ち各方面より要領に檢討致したのであります。さういふに

（二六六）記録三一、〇二七
（二六五）記録三一、九二八
（二六四）記録三一、九二九
（二六三）記録三一、九三六

（二六七）記録三六、三一六

然るにその當時の情勢は實に容易ならざるものでありました。乃ち斯全員は米國の刻々の軍備増強を警悟の眼を以て見守つたが如何にしてもこれは單なる對獨軍宣誓書のみであることは考へられぬ。米國太平洋艦隊は確かに以前よりハワイに移動し日本に脅威を與へつゝあつた。聯合軍は明に日本を對象として各種の措置を爲しつゝあつたのである。現に同年九月末にはノックス海軍長官は中立法は時代おくれであると演説し、既に十月二十四日連絡會談審議會中に於て日米衝突は不可避であると演説をして居ります。同じ頃スチムソン陸軍長官は航空士官候補生及徵募兵を三倍に増員する旨言明しました。而して一方重慶には人を遣はし援助の姿勢を示して居ります。

英國に於てはサー・ブルック、ボッバムを英艦軍司令官に任命し、同司令官は、十月六日シンガポールに到着し、爾來マニラ、濠洲に飛び駆け、濠洲のカーチン首領は同年十月二十日には米・英・蘭印・ニュージランド濠洲間に共同防線交渉が成立したと發表しました。ヘ二六八一

斯る情勢下に於て、國家のため眞に白紙で検討した結果、遂に A 種 B 種を以て對米交渉を爲し、交渉不成立の場合は國家自衛のため起つて用意されたの結果に到達したのであります。これは東條一個の意思を會議に押しつけたのではありません。連絡會議の決定は政府と統帥部との一致した意見であります。

検察官は乙四四〇、二六九一に於て東條は統帥部に居し、八千萬の日本人の康寧を犠牲にして私志を玄に押しつけたといつて居ります。東洋人の心理を解せざる他の人々には當時東條のもつて居つた苦衷を推察することは出来ないのは怪しむには足りませんが、玄は餘りにも事の真相に反して居ります。木戸日記及木戸の供述に於ても「勅命遵守は凡ての軍人に共通のことであるが特に東條の場合は嚴格でした」と記載して居ります。

二七〇一 東條自身は書法廷に於て國民としての天皇に対する感情として、陛下の御希望に反せんとするものは一人もないと隨述いたしました。

二七一 斯の如く天皇陛下の御意恩を尊重せんとする人々が陛下の平和御愛好の御意恩は承知し乍ら、白紙還元の御命令に依り白紙に還元し根本

二二七〇一 記録四一、六九九
二二七二一 記録三〇、九八五

より事態を検討した結果、自衛のため起つべきを決心するさいふ事は容易な事ではありますぬ。これこそ此等の人々が正直に且つ心から國家及天皇陛下のため自衛権の行使を用意りて信じたさいふ確信であります。検事は好んで東條さにトラー^ミを對照せんりますが、それは笑ふべき事柄であります。兩者の相違は實に著しいもつります。東條は一つには天皇陛下の御意思を尊重して居つたこと、二つには事を決するには獨断せず、連絡會議、御前會議、閣議等の決定に従つて行動したことが顯著に證明出来ます。殊に歐米人にも容易に御了解を乞ひ得る事は彼は常に自己一個の立場で事を決定して居ります。常に連絡會議、御前會議又は閣議とする検事の議論に對する動かすべからざる反應であります。

(二三) 甲案及乙案は日本の最後の言葉にあらず

検察官は東條がキーナン検事の反対訊問に際し甲案及乙案は日本の米國に対する最後の言葉にあらざることを答へたといふことと、東郷外務大臣が此等の案を以て書證第一一六三號(二七四)等に於て日本政府の外交關係改善のための最後の努力と言つた言葉と對照して、東條供述の信憑性を衝く爲めの最大努力をいたして居るのであります。(二七三)

東條本人も當時外務大臣は在米日本大使に對し甲案及乙案を最終的申出と譯して酒津したことは、之を争ふのではありません。東條の言はんと欲するところは一國の首相として之をもつて固定的の「最後の言葉」即「ラストワード」として居つたのではないといふ點であります。

キーナン検事が力をこめての質問に對し東條が答へた言葉として英文記録には「ビーブライム・ミニスター、ハズ、ヒズ、オーン、マインド」と出て居ります。(二七二一A)ここで「マインド」と云ふ文字は日本語で東條が「肚」といふ言語を使つたのを翻譯した文字でありますが、此の日本語の「ハラ」といふ言葉は丁度一字で之に相當する英語は發見せられません。

(二七四)

記録一〇三一五

(二七三)

X X - 四六、記録四二、〇〇四

(二七二一A)

記録三六、六九九及三六七四〇

マインドといふ翻譯は未だ十分にその意味を盡して居りません。もしインテンション、アト、ビ、ボトム、オブ、ワンス、ハイト」又付「ラチチユード、オブ、マインド、インビ、ラスト、リゾート」といふよな句を以て代用すれば、やや之に近きものとなると思ひます。此等の案は、本來外交交渉の一案でありますから、先方の態度に依り最後の取捨のあることは當然であります。世間で行はる、取引に於ても「これが最後の申出であります。採否は御自由に願ひます。」と云つた所で、これが取引の最後といふものではあります。此のことは東條一個の心のなかに藏した考ふだけではなく、更に之を外形に現はした事實として證明の出来るものがあります。それは一九四一年十一月二日に東郷外務大臣がこの甲案及乙案に同意の通告をした際、東條首相は東郷外務大臣に對し米國がA案又はB案に對し受入の態度へレセブチイブ、アチチュウドを表示したと者は交渉成功のため日本政府の再考廣を爲すよう東郷を支持することを約束した事實であります。(二七五)

此の約束は、東郷及東條が宣誓して之を證明するのみならず、山本熊一證人も亦その證言中之を補強して居るのであります。(二七六)

以上に依て此の問題に關する東條の談言には何の矛盾もなきことが判明する、
と存じます。

被告鳴田も亦、日本の運命に關し責任ある人々の間の右同一了解と同一主旨を
を證言して居ります。曰く戦争をするには常に相手方といふものが必要る。相手
手方の行動と態度如何によりて戦争の開始は決定せられるのである。(二七七)
七一これはいつれの國に於ても考へられねばならぬ所であります。吾々は東
條が、回避的、又は矛盾横着の證言を爲したといふ檢事の攻撃には同意する
事が出來ぬ事を讀んで裁判所に上申するものであります。

ヘニールーズベルト大統領の親電。艦隊に對する命令の取消は可能なりし

や検察官(二七八)は十二月八日の早朝東郷の訪問を受け米大統領の親電到着
のことを知られ乍ら從前の計劃を變更しなかつたことを指摘し、之は何時
にても艦隊に對する命令を取消すといふ決定と全く抵觸するものであると稱

へて居ります。

ルーズベルト大統領が親電を發したといふことだけで交渉妥結といふ譯には行きません。假りに此提案が無條件に受入れられることの出來る性質のものとするも此の親電に對しては、通例の手續に依り検討した上受納の意思表示をしなければ艦隊の行動に關する命令を取消す時期には到達しません。眞珠灣の攻撃があつた時間、即ちハワイ時間一九四一年十二月七日午前七時五十五分は東京時間同月八日午前三時二十五分であります。東郷外相がルーズベルトの親電寫を持へて東條首相を訪問したのは同日午前一時五十五分より暫く後のことでありまして、東郷が陛下に謁見したのは三時より三時十五分迄の間、その宮中を退出歸宅したのは三時三十分であります。(二七九) 即ち此の時は既に眞珠灣攻撃開始より五分後になつて居ります。此の状況に於て又日本に於ける手續了知の上で考へれば東條は其の爲した以外に他にやり方はなかつたのであります。東條が東郷に對し「時既に過し」といつたのは當然であつて、從前の戰爭の準備又は行動の命令に附してあつた、取消の條項と臺も抵觸するものでけありません。

(二五) 東條が「責任あり」と言ひたる場合の眞意義に屬すと云ふ意味は其の事柄が政治上又は行政上、自己の責任に述べたところであります。(二八〇) 檢察官は XX 四九一頁(二八一)に於て東條が眞珠灣攻撃につき自分が第一の責任者であると述べたことを引用せられて居ります。誤解を避けるために重ねて申上げますが、検事訊問書に於て責任ありと云つた場合に於ても口供書に於て同様に云つた場合にも、その意味に於ては全く同一であります。

檢事聽取書に於ても眞珠灣其他の攻撃を以て國際法上の犯罪なることを認め自らその刑法上の責任を承認したといふ意味では決してあります。その證據に付同じくフイリーチ検事の質問に對する答へとして、東條は、當時に於ても右開戦が自衛權の行使なることを主張して居ります。(二八二) 又東條は當時より日本の開戦がケロツグ、ブリヤン條約にも、海牙條約にも違反せざることを強く主張して居ります。(二八三) 斯くの如く一方此等が犯罪であ

(二八〇)

記録三六、一七三

(二八一) 記録四二、〇〇五

(二八二) 記録一〇、五〇四

(二八三)

記録一〇五〇二

ることを否定し乍ら、他方自己に責任ありといふのでありますから、その責任といふことは法律上有罪なることを認めた自認でないことは明かであります。日本の政治組織に於ては行政上の責任は極めて汎く解するのであります。或者の職務権限内の事柄は當人が之に關與したか否か、關與しなかったか否かを問はず其者に責任ありとせられるのであります。例へば或者が新なる職務に任命せられたが、其の職務地が遠隔なる爲め其任地に着するに数日を要するなどがある。此場合新たに任命せられた者が任地に到着する迄の間に其の時務内に於て或る事故が發生したとすれば、此の場合未着任の新任官吏はやはり責任者とせられる。又或る地位の下に統轄せらるる事務は非常に多く、其隸下の人員も數萬、時には數十萬に上ることも稀ではないが、かかる場合に於ても統轄の地位に在る者は隸下の總ての事件につき行政的の責任者であります。法律上の責任は、法律組織の如何に依つて多少は異なるが、いづれの組織に於ても右の如き形式主義に基く刑法はない。或者が自ら干與したか、又は干與したれた場合でなければ責任を問はないのです。東條が自己に責任あつたと云つたのは前記日本憲法及び日本の政府の組織上

用い來つた行政上の責任でありまして刑法上の意味を有つものではあります
ぬ。彼が責任ありと云つた場合に於ても、それが刑法上の責任を構成するや
否やは更に證據に依り決定されなければなりませんせぬ。

（二六）大東亜政策の眞の意味
 日本の歴代内閣の考へて居つた大東亜政策なるものは眞實東亜の被壓迫
 民族を解放し、道義に基く共存共榮の世界を東亜に建設するのである
 して、本來に平和的手段に依るのでは居つたことは實に東條被告其他日本
 政治家の深き信念であります。然るに檢察官は^{xx}五一頁の七十三節^一
 八四一の後段及^{xx}五二頁の七十六節（二八五）に於て、一九四二年一月
 二十二日第七十九議會に於て東條及東郷が爲した演説の一節中に「大東
 亜の防衛のため絶對に必要な地方は我が勢力内に置かねはならぬ」と
 説いたと論じて居るのであります。此點は實に重大なる事柄でありますから、十
 分に裁判所の御諒解を得たいと思ひます。
 誤解に原因して居ります。之は太平洋戦争の本質に關する重大なる
 たいつた點を捉へて、大東亜政策そのものが本來侵略的性質のものであつ
 たといふと論じて居るのであります。此點は實に重大なる事柄でありますから、十
 ません。宣戰の詔勅に於ても一語も共榮圏の建設といふことは言つて居られ
 ません。

ここよりしても既に明白であります。これより先、一九四一年十一月二十九日の重臣會議に於ても、或る重臣は「自衛のための戦争でやつたならば縱令敗戦を諒期するも之を始めなければならぬ。然し乍ら、所謂大東亜政策のために戦争を始めたといふことは危険千萬である」といつて居ります。一一八六一一九四一年十二月十六日に開かれた開戦後第一の議會たる第七十八議會に於ても政府よりも、議員上りも大東亜共榮圏の建設のために戦ふといふことを言及して居りさせぬ。然るに此の戦争は最初に於ては我國に有利に發展試しました。一九四二年一月には牧草は東印度に進入し、十五日にはビルマにも進入し、一九四二年一月に於てはマレー半島、ブイリツバーンの既定も極めて近いものと豫想せられました。ここで此等占領地の處分、戦争終結後の東亞の形態についても考を廻りす必要に迫られたのであります。他の言葉で言へば戦果と牽制して戦争目的を考へて置く必要に迫られました。ここに於て豫てより日本の理想でやつた、大東亜建設の思想を之に應用したのであります。

この關係を東條は次のよう言つて居ります。「右武力行使の動機は申すまでもなく日本の自存自衛にありました。一旦戦争が開始せられた以後に

於ては日本は從來採り來つた大東亜政策の實施、即ち東亜に共榮の新秩序を建設することに力めました」と。ヘニーベー戦果收集の一案として共榮圏を設定することを考へる場合に於ては、此の共榮圏自体を保持するためには共榮圏の防衛上絶對必要な地點は之を我國に於て確保するの必要を生じたのであります。

他の例を以て説明すれば一九四三年夏には英、米間に太西洋憲章を協定し（二八太）、廣く全世界に之を發表して居ります。これには兩國共「領土の擴張を求めず」といつて居ります。而して聯合國は總て之に賛同の意を表したのであります。が戰争結束の方法にしては、米國の如きでさへも、沖縄を確保することを必要としたのであります。これは東條が此の戰争が我國の勝利を以て終結する場合に於ける構想として一定の立場に置かんとしたのと同一の必要より生したものと解すべきであります。聯合國が沖縄を確保することが太西洋憲章を侵略的のものであることを證明しないと同様に、大東亜共榮圏の保護のため東亜の一定地點一例へ

ばシンガポルーを戰勝の場合我方に保持せんと考へたとしても、それか
爲め遡つて、戰争を豫期せざりし以前の大東亞の理想的のものである
つた證據とはならないのであります。

（二七一）、平和條約前の占領地の併合
檢査官は一九四三年八月に我國がビルマに對しマレーの一部を讓渡する
約束を爲したことを見て、自己に屬せざる他人のものをビルマに渡したので
あるといひ、此の措置を以て共榮圏の思想か道義に基かる一例と致して
居ります。（二八九）然し今日の國際法上敵國の土地の一部を終戰前
に他の國家へ譲渡せらるゝことを承認することは違法ではありません。ソ
聯がボーランド及ルーマニアを併合した前例は言ふに及ばず（二九〇）。
カイロ協定及ヤルタ協定に於て我國の領土の一部が他國に譲渡せらるゝこ
とを米國が承認したることを以て米國を侵略國と非難するの論は未だ出て
居りません。

（二八九）五、記録四二、記録四〇、（二九〇）一證二三二七、二三
とは檢査官言ひ乍ら、そ五國の四四項を破壞して同國於旗人にて亞
一記録四二、記録四〇、（二九〇）一記録四九
と（二九〇）一證二三二七、二三

いふものは眞に道徳的のものでなかつたといふ意味を述べて居ります。然し乍ら、日本の戦つたのはフイリッピンに對してではなくアメリカ合衆國に對してでありました。たゞフイリッピンは當時合衆國の屬領としてその占領下にあり、フイリッピン人の軍隊もアメリカの軍司令官の下にありますから、從つて戦禍がこれに及んだのは實に餘義ないことであります。日本敵としたのはフイリッピン人ではありません。それ故、最初にマニラを占領した本間將軍はフイリッピン人に對し我々に忠誠を誓ふ者でした。日本敵としたのはフイリッピン人に對し我々に忠誠を誓ふ者は敵と認めざる旨を宣言し、戦争繼續中なる匪拘らず、俘虜は之を釋放しました。比島人は之に對し非常なる且つ又之に適當なる職業をさへも與へました。比島人は之に對し非常なる感謝の意を表して居りました。(二九二一)暨人村田省三の口供書たる證據第三一〇二號はタベナー検察官に依つて異議を申立てられ、削除せられた部分を除きその他部分は朗讀せられる部分も證據として引用せられ得るものと存ります。此の證據の第四頁に依れば比島の憲法の制定はラウレル氏等の意見に依り憲法修正の委員會が出来て一九四三年十月十四日にそるものの草案を得て之に依て國民議會を召集し、大統領の選舉等を合法的に行つて居るのであります。此の憲法は本法廷にアイデンチファイションのため

三六七八號として提出せられたものであります。ラウレル氏以下は總て比島人の輿望を荷つた政治家であります、此の憲法の制定が比島人の意思に反したものであると云ふ事實はありません。

なほ右村田の供述書の第9項に於ては東條のフイリツビン獨立に關する聲明は非常に比島人に喜ばれたとあります。村田は東條が如何にフイリツビン人に敬慕せられたかの一例として次の事例を陳べて居ります。「それは東條首相がフイリツビンに來られた時に起つた事柄であります。東條首相が飛行機から降りて直ぐ大臣連が出迎へたため集合して居る所に行きました。その翌日十數萬人集つたところで演説をした後、近くのホテル一同と握手をしたが、之は軍司令官等と全然違つた態度で彼等は非常に喜びました。待つて居つた自動車に乘らず、群衆の中を會釋し乍ら歩いて歸りました。之は危険を念頭に置かず、フイリツビン人と一諸にやらうとする態度の現はれで、フイリツビン人は心から之を喜びました」といつて居ります。」なほ戦争の末期に至り米軍がルソンに上陸し、同全島が戰場となつたため、比島人の財産には甚大なる損害が生じ、所在に發生したゲリラ作戦に對しては報復手段が用ひられる等のことがあつたことは遺憾であります。比島の獨立には固より日本指導者の欲するところではありますんでした。

完成とその繁榮を願ふことは東條はじめ日本首腦者の心からなる念願であり、且又現在に於てもそれには少しも變化はありません。當時比島側に於てもこれが諒解されて居つたことは大東亜會議の際に比島代表者の爲し演説に依つても明白に證明せられます。(二九三) 奏するに大東亜各地に於ける解放及新建設は検察官の指摘する如きものではなく、それより一層高き理想によりて支配せられたる觀念であります。現時迄未だ此のことが世界の一部に諒解せられざることは我々の非常に遺憾とする所であります。

(二九) 泰國に對する援助

檢察官は一九四〇年十一月即ち第一次近衛内閣の初期に於て、我國間に平和關係の下に友好的に國際條約を結ぶことは少しも怪しむに足りません。檢察官は證第六一八號のAの一部を引用して居りますが、檢事引用の部分の次には「ピブン首相は我々の申出を完全に受けて、檢事は此のところを削除して引用するに決した」とあります。檢察官は證第二六八一號、記録第三六四五頁を同國に對する譲歩の報酬としてケントン、モンバンを援護するに決しました。檢事は此の譲渡と何等の關係もなく兩國間の友好及文化關係を密接にし、領土の譲渡は検事の引用する一九四〇年十一月の決定よりけ四年も後であります。書證第三

(二九四) XX-五四一五記録四二〇〇九一一〇

(三九六)

六八二號自体が之を證明いたします。檢察官はXX五^{(之七)九}頁に於て更に繰返し戰爭終了前の占領地の譲渡承諾を違法なりと言つて居りますが、之は前にも指摘した通り世界の大國であるソ聯がボーランド及ルーマニアを併合したことと今日違法として取扱はれず、大東亞戰爭終了前、千島、樺太、臺灣、澎湖島に對する日本の占領權は他國に譲渡され、關東州の租借權も同じく譲渡され、世界の大國アメリカ、イギリスも承諾し、當法廷に代表を送つて居る十一ヶ國の内の一國よりも之を違法であるといふも表をあります。當年我國が曾て泰國が他國より掠奪せられたる土地を、その侵略者の手より新秩序建設のために、當然爲さなければならぬこととてありました。法律上よりいふも、道徳上よりいふも非難されるべき點は發見せられませぬ。

(三〇)馬來半島及バタフ^{(之八)九}半島に於ける事件の責任月までの五ヶ月の間參謀總長であつて、此の間統帥檔内に起つたこ

(三九七)記録三六四五八

(三九八)四二〇一一

考へたからであります。バターン牛島の事件に關しては検事は後にXX六三頁に於て再論して居りますが以上の説明を以てこれが東條の責任外の事であることが明白でありますから、右頁の記載については重ねて反駁いたしませぬ。

(三一) 東條は俘虜に強制労働を命じ、之に侮辱を與へ、その他之を虐待すべきことを慾望したことは未だ曾てあります。檢察官はXX五七頁に於て「陸軍大臣として採用したる諸手段」といふ標題を設け、東條が俘虜の取扱に關し、國際法、國際條約に違反し、俘虜を凌辱し、將校及準士官に強制労働を命じ、其他國際法上禁止せられたる業務に對し俘虜の勞務を使用したと稱し、各種の書證を引用して居ります。東條が俘虜の待遇等に關し採つた手段は本辯論の他の節に於て取纏めて述べあります。東條が俘虜の勞務を使用したことの誤解に對しては、裁判所の御注意を喚起して置くことが事件の歪曲を避けるため必要であります。

(三〇〇) 記錄四二〇一八

(A)

壽府條約の準用の問題
 XX五三八頁に於て検察官は記録三六四一八頁を引用し俘虜處罰法修正はありません。記録三六四一八頁で東條の用いた言葉は「以上は總てゼネバ條約を準用す」といふのは本法廷で屢々問題となつたようになります。とこに準用といふのは本法廷で屢々問題となつたように證第一四六七號、一九五七號、三〇七〇號等に「ツウ、アブライ、ムタチス、ムタンヂス」といふ留保文句から来て居るのであります。檢察官は俘虜處罰法のどの條項がゼネバ條約の精神に抵觸するのであるかを明示しませんが、右法律の修正はゼネバ條約第四十五條の精神に違反するところはありません。同條約準用の日本の言明と何等矛盾はありません。檢察官はXX五三九頁に於て書證第一九七三號を引用し俘虜を朝鮮に收容することにつき陸軍次官が同意を與へたことを擧げて居ります。原條は次官の爲したことにつき行政上の責任を回避いたしません。

(B)
 (三〇二) 記録四二、〇一三
 (三〇三) 記録四二、〇一四

たゞ右證據は俘虜個人に對し侮辱を與へる意味は少しも含んで居りません。戰争の常として戰場に於て勝つた者が戰敗して降服した軍隊を俘虜とする場合が多いのでありますから、數千の俘虜を朝鮮に送ることが、朝鮮人に對し日本の戰勝を示す所以であるといふことが記載されて居るだけあります。ゼネバ條約第二條第二項は、俘虜個人に對し侮辱を與ふる意味を以て之を公衆に示すことを禁じて居るだけあります。

實際に此等の俘虜が釜山又は仁川に於て多數の人の前に示されたといふことは、之は東條の責任に關係のないことであります。此等の俘虜は書證一九七四/A即ち昭和十七年五月十六日附「南方總軍司令官ニ對スル通牒案」(記録一四五一八)にもある如く南方總軍の下にあつたのを海上輸送をして來たものであります。此等の輸送は我國に於ては統帥部の責任であつたことは嬉野證人の證言した通りであります。(三〇四)

釜山及仁川の埠頭に到着後、朝鮮内地の收容所に收容されて、初めて陸軍大臣の責任とされるのであります。

(c)

スキツツル公使よりの抗議
 檢事は XX 五九貳 (三〇五) に於て特に諭第二〇二五號 (三〇六) を引用して、一九四二年スキツツル公使が英國大使の要求により、或る新聞に振轟せられた道路を掃除しつゝある件處の寫眞につき我方の注意を喚起した書面を引用して居ります。東條は特に人道を重んじ自己並に他人の名譽を尊重する人物でありますから (三〇七) 斯の如きことは最も東條の意思に反したことがあります。此等のことは、件處情報局の一週二回の會議に持出され (三〇八) 檢討の上、情報局より各軍の司令官に通知し調査を命ずるのであります (三〇九)。

爾來、同様のことが再び發生して居りませんのは、之については適當に處理されたのであります。

(三〇九)
 ○〇八記録一九八一
 (三〇七)
 ○〇七記録一九八一
 (三〇六)
 ○〇六記録一四、七五四
 (三〇五)
 ○〇五記録一四、七五四
 (三〇四)
 ○〇四記録一四、五六〇

(3) 一九四二年五月三十日の東條の演説（證第一九六〇號）
 檢察官はxx六〇^(三二)に於て東條が俘虜に強制労働を命じたことの證據として、右標題の演説を擧げて居るのであります。檢事の指摘する俘虜を「有用に使用する」といふ字句の中には強制労働といふ意味は含んで居りません。加之、この訓示には人道の法則に反せざる限りといふ制限的の文字さへ附いて居るのであります（三一）。

(E) 一九四二年六月二十五日の東條の演説（證第一九六二號）
 檢事はxx六〇頁（三一二）に於て右同様東條が強制労働を命じた證據として標題の演説を引用して居りますが、檢事引用の同證の字句中にも、強制労働といふ言葉又は之を暗示する言葉は一語もありません。之に反して「諸官は俘虜の處理に當つては固より諸條規に遵由し、之か適正を期し、公正なる帝國の態度を如實に、中外に宣揚せざるべきからず」といつて居ります。

(三一〇) 記錄四二〇一五
 (三一一) 記錄一四四二三
 (三一〇) 記錄四二〇一五
 (三一〇) 記錄四二〇一五

(G)

右東條が俘虜處理の「諸條規」と指示強調した中には博愛の心を以て俘虜に接することと又強制労働を禁止することの規定を含んで居るのであります（三一三）。

（F）
一九四二年七月七日の新任俘虜收容所長に對する訓示（證一九六三號）

検察官はXX六〇頁（三一四）に於て前同様の目的で、標題の訓示を引用して居りますが、此の訓示中彼等の人力と技術を最も有用に利用せよといふことは毫も強制労働を意味せず、暗示も致して居りません。そればかりではなく、右證據中檢事の遺脱した部分には「諸君は俘虜の處理に方りては固より諸條規に遵由し、之が適正を期し公正なる帝國の態度を如實に中外に宣揚せざるべからず」といつて居ります（三一六）。

一九四二年十月の通牒（證一九六一號）

（三一三）證一九六五
(三一四) 記錄四二〇一五

(H)

検事はXX六〇頁（三一五）に於て東條が將校及準士官に對し法規に違反し強制労働を命じた証據として標記の證據を援用して居ります。然るに此の援用に際しては不思議にも「自發的」に希望すればの一宇を省略して引用して居るのであります。右通牒の本文は次の如くなつて居ります。

「俘虜の健康保持等に鑑み此等（將校及準士官）に對しても其の身分、職能、体力等に應じ自發的に労務に就かしめたく」（三一六）とあるのであります。

一九四二年十月の東部軍參謀長の俘虜労務使用を許可せりとの攻撃（證第一九六七號）

検察官はXX六〇及六一頁（三一七）に於て東條が俘虜を禁止労務に使用した證據として標題の書證を引用して居ります。然し乍ら検事の指摘する労務は禁止労務ではありません。此の書證には労務の種類として港灣荷役、運河の建設、生產力の擴充を擧げて居（三一五）記録四二、〇一五（三一六）一四、四二五（三一七）記録四二、〇一五

りますが、此等はいづれも禁止労務ではないのであります。唯、
 勞務使用の場所の中で生产力擴充軍需産業労務工場等を擧げて居
 りますが、日本に於て軍需品といへば極めて廣き意味であります。
 斯の如き工場の中では生産力擴充の仕事をすることが許されたので
 あります。日本で俘虜をゼネバ條約三十一條にある上うな眞の軍用品を製造
 することに使用したことは未だ曾てありません。機密保持の見地
 上りするも、それは出來ないのであります。もし左様なことに縦
 令一人でも俘虜を使用したことがあればこの長き裁判の中に誰か
 一人でも斯様な業務に使用された俘虜が證人として出るべきであ
 りますが、斯様な證人は未だ曾て一人も喚問せられなかつたので
 の重大な事實を證明せんとする企は眞に行過ぎた企てであります。